

第9日目（6月13日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。傍聴者の皆様、朝からありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。

新潟日报社より写真撮影の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程は、議事日程（第3号）のとおり一般質問といたします。

○議 長 質問順位7番、議席番号7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 皆さん、おはようございます。傍聴いただき、ありがとうございます。議長から発言を許されましたので、今回は大項目2点を質問させていただきます。

1 温室効果ガス削減を目指す取組について

1点目は、温室効果ガス削減に向けた取組についてであります。私は昨年の9月議会でも同様の質問をさせていただいていますが、今回は市の取組について質問させていただきます。

今年も世界各地で異常気象が発生し、甚大な被害が出ています。こうした異常気象の原因が温室効果ガスにあることは誰もが認めるところとなっています。温室効果ガス削減の必要性や影響などについては昨年もお話したので、詳しくは述べませんが、人類の未来にとってまさに喫緊の課題となっています。そうした下で昨年始まったロシアによるウクライナ侵略によって、ヨーロッパではエネルギー源として石炭火力に回帰し、温室効果ガスの削減が進まない事態も生まれるなど、削減目標が遠のくような危険な状況も起こっています。

そうした下で国連IPCC——気候変動に関する政府間パネル——1.5℃特別報告書は、2030年までに大気中の温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減し、2050年までに実質ゼロの達成を求めています。特に2030年までは残りわずかとなっています。日本の温室効果ガス削減目標は2030年に2013年比で46%削減、2050年、実質排出ゼロです。世界平均より低い目標ですが、この達成すら並大抵ではないと考えますが、温暖化による影響を考えると、どうしても達成しなければならない目標です。この目標達成には、国だけでなく自治体の果たす役割も大きなものがあります。

そこで質問の1点目ですが、今回の施政方針演説でも触れていますが、地方公共団体実行計画——事務事業編と言っていますが——の策定を進めとありますが、市としてどのような目標と計画を考えているのか伺います。

次に、2点目です。温室効果ガスの大幅削減には自治体だけでなく、地域全体で取り組まなければなりません。全国的には、事務事業編については90%を超える自治体で策定していますが、区域施策編の策定自治体は32%にとどまっています。南魚沼市でも区域施策編の目標と計画を策定する必要があると考えますが、予定について伺います。

次に、3点目です。再生可能エネルギーの開発は各地でトラブルを起こしています。脱炭素の重要性は誰でも理解できますが、再生可能エネルギー施設が自宅近隣に設置されることには賛同し難いというものです。南魚沼市ではまだそのような事例は発生していないと思わ

れますが、今後再生可能エネルギーの導入が進む中では、他の自治体で実施されているような条例やガイドラインをつくって対応することも必要になるのではと思いますが、市長の認識を伺います。

次に、4点目です。今6月議会の補正予算で雪資源活用が承認されました。雪資源を省エネとしてアピールすることも必要だと思いますが、実際に活用するためのノウハウも必要になるのではないかと思います。例えば個人住宅でも屋根から自然落下した雪を貯雪して、夏の冷房に活用できればと考えますが、どんな設備でどれくらいの量の雪をためればいいのか、コストはどうなるのか、そうしたことがなかなか分かりません。この地域は風はあまり吹きませんが、山が深く水資源は豊富なので、小水力発電には適しているのではないかと思います。費用対効果の面でどうなのか、なかなか明確になっていません。

昨日の永井議員の一般質問への答弁でも、具体的な効果などの数字はつかんでいないとの答弁だったと思いますが、自治体としても省エネや再生可能エネルギーの普及などに対するノウハウの蓄積や資金面での援助などが必要になると考えるが、市としてどのように対応していくのか、市長の認識を伺います。

以上4点、壇上からの質問を終わります。

○議 長 中沢道夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 改めて、おはようございます。それでは、一般質問2日目、まずは中沢議員のご質問に答えてまいります。

1 温室効果ガス削減を目指す取組について

1つ目の1点目、温室効果ガス削減を目指す取組についてということで、4項目ありますので、順番に答えてまいります。

まずは1番であります。地方公共団体実行計画——事務事業編ですが——の目標と計画をどのように定めようと考えているのかということであります。実行計画と略させてもらいますが、実行計画は、国の地球温暖化対策計画に即して、市を1つの事業所とみなして、市が実施している事務及び事業に伴い発生する温室効果ガスの排出の量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画——ちょっと理解が難しいかもしれません——計画でありまして、市役所自らが率先して実行するための目標、そして計画を明記するというものであります。

これは、市の今後の環境政策方針を示す環境版の実施計画として位置づけた形で定めたいと考えているところであります。令和6年度から令和8年度までの総合計画実施計画を策定するローリングの実施に当たっては、策定予定の計画——今の事務事業編にのっとった形で進めるよう、庁内に周知して今検討してもらっているところであります。

この計画、事務事業編は、平成20年度に策定し、平成26年度に改定した南魚沼市環境行動計画がありますが、これを包含する形で、これまでも作成されておりました。しかし、環境行動計画の計画期間が終了していることや、昨今の環境分野における社会的ニーズの変化

等に適応するために、個別の計画として今年度改めて策定を行うものであります。

具体的には、庁内で使われている燃料費とか電気量、それからコピー用紙などのこれまでの削減項目に新たな項目を追加するという事で、各施設や設備の省エネルギー効果を数量的に確認して、いわゆる市役所全庁でのエネルギー使用量の削減見込量を推計して、新たな施設・設備の導入、また更新や既存施設の省エネ化の施策や再生可能エネルギーの導入、これらについて検討を進めるものとしておりますので、よろしくお願ひします。

なお、温室効果ガスの排出量削減の取組は、事務・事業の内容や施設の種類、規模によって、それは当然ですが、それぞれ異なるということから、効果的に進めるためには、庁内で所管する部署が目的意識を共有することが非常に重要だと思っております。

そのため、公共施設などを所管する部署担当で構成する庁内検討会議——個別にそれぞれまかっているその部署が、それぞれ構成する、庁内で検討会議を編成して計画の策定を進めることにしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目のご質問ですが、地域内の脱炭素化の目標と計画——いわゆる区域施策編の策定も必要と考えるがということで、予定を伺うということでありまひす。お答えしまひす。

この地方公共団体実行計画の区域施策編は、国の地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するため、地域の事業者やご家庭、そして市民の皆さんなど全ての分野に係る、取組方針等を記載する総合的な計画に位置づけられていまひす。

市町村においては、地球温暖化対策推進法第 21 条第 4 項において、この策定に努めることとされていまひすところでありまひす、現状は。南魚沼市では、平成 22 年度に策定しまひましたが、先ほど申し上げた事務事業編と同様に、南魚沼市環境基本計画を改定した際に、包含して統合していまひすものでありまひす。

今年度は、まず先ほど申し上げた事務事業編の——これは市役所ですな——この策定を行うこととしておひまして、まずは自らというか、目標にあるとおひ自らの事業所としての市役所を先にやって、その後、今ほど申し上げました上位計画でありまひす区域施策編を包含していまひす——なかなか説明が難しくてすみませんけれども、これを併せのんでいまひす環境基本計画の見直しを速やかに行いたいと考えていまひすところでは。

一方で、先ほど若干触れまひしたように、非常に幅広い環境分野の中でも、極めて関心が高い社会的問題として重要視されていまひす温室効果ガスの削減を目指して——環境というとおひまに幅が広いのですけれども、特にこの点、温室効果ガスの削減を目指して、市民や事業者の取組を規定する、区域施策編の取組を強化していく必要があるとおひまと考えておひまして、その実効性、効果をより高めるためにも、市役所を含めた一体的な推進という観点から、事務事業編と区域施策編の両者を一本化して改めて策定することも選択肢の一つとして視野に入れていまひすところで、現在その検討をしていまひすところでありまひすので、よろしくお願ひしまひす。

3 点目でありまひす。再生可能エネルギー開発は各地でトラブルを起こしていまひす。実効性のある開発には自治体の果たす役割が大きいとおひまと思うがということで、認識を伺われておひま

すので、お答えします。

一般的には、再生可能エネルギー、ここでは恐らく再生可能エネルギーによる電力ということでちょっと話をさせてもらいます。違っていたら後でまた指摘してください。多分そうだと思います。輸入に頼らない国産エネルギーで、しかも発電時にCO₂を排出しないことから、地球温暖化対策として有効な電源であることは明らかだと思います、再生可能エネルギーは。普及をより促進することが、国が目標と掲げています2050年カーボンニュートラル実現のために不可欠というふうに思います。促進していかなければならないということですが、ということについては、多くの人が同じ思いを抱いていると思います。

一方で、再生可能エネルギーの導入のために行う開発——全国で行われていますけれども——では各地で既に多くの事案が報道などされているところでもあります。ここで一々申し上げることはないと思いますが、特に太陽光のパネル等は西日本側にもう集中し、物すごく偏っていっぱいあります。大変いろいろな課題が出てきている。当市にもそういうところもあります。課題と言っているわけではないですけども、いろいろなことで——なかなか雪深いところでもありますので、いろいろな事案が出てきているということは人ごとではないというところが実はありますので、ご認識いただきたいと思います。雪が降るのですね、ここは。

先行する地域では、大規模な太陽光発電の開発による景観の悪化、こういうことも言われております。私もいろいろなところを見ていますが、いろいろなときに、道すがら——特に東海道線なんか乗っているとすごいですよね。景観の悪化、また災害を心配する声が——これは例えば、あれは何市だったか……熱海の事案が……例えばあれはちょっと違うかもしれませんが、そういう土地の形状に力を加えた場合、盛土をしたり、切土をしたりもありますが、こういったことの心配事とか、こういうことが全国いろいろ起きています。

大型の風力発電では、別の懸念から反対運動が起こることなど——これはいろいろなことを言われています。事業を推進したい地権者もしくは事業者等の意思にかかわらず、地域の周辺住民の生活に影響を及ぼす恐れがあるということから、自治体が対応に追われているという情報もあります。ただ、やはり法治国家でありますので、手続とかがきちんとしていれば、それに対抗する手段というのがなかなか難しかったりとか、こういう事案も今発生しています。当市も人ごとではありません。

既にある法的な規制はもちろんのことですが、それが十分でないということももちろん今言ったとおりであります、承知をしています。実効性のある開発には、学術的な知見や最新技術についての知識、また民間企業のノウハウなど多角的視点から検証が望まれるところでもあります。これも先進地の自治体では、地域の実情に応じて、再生可能エネルギーの抑制区域、また促進区域、こういうエリア分けを行ったり、開発する面積——これは発電の規模にもよりますが、開発する面積によって別の審査を要することを定めるなどの事例がもう始めております。

今ほど言った法的な根拠に、さらにその地域のルールをつくっていくということがやはり全国で始まってきている。これは看過できません。こうした規制に通じるものは、事業者や

地権者の権利の制限に直結する。しかし、これが強まり過ぎれば、様々な経済活動とかにもさお差すことにもなったり、非常に難しいですね、バランスやそういうことが、というふうには思っております。再生可能エネルギーの促進と地域の共生を図る、という非常に悩ましい問題であることから、この地域全体としての対話や合意形成が重要になってくるものと考えています。

今回この再生エネルギーという話をしていますが、私は経験上話をしますと、当時リゾート法の下に1980年以降、物すごい乱開発が行われました。スキー場やゴルフ場はです。似ていませんか。そしてその解決方法というのは、最後に残るのは地元なのです。経済活動、利潤追求の中で再生エネルギーということが語られ過ぎると、少し道を誤る。いつか来た道にならないように、やはり我々はちょっと身構える必要も少し出てきているのではなかろうかと思えます。身構え過ぎてもいけないということもあって難しいですけれども。

4番目の問題です。雪資源の活用も重要だが、個人宅まで広げるためには、ノウハウの蓄積や資金面での援助など、課題も大きいと——そのとおりですね。複合的な自然エネルギーの活用の取組が必要と考えるが、認識はということです。雪資源というお話を出していただいたところですが、現在、取り組んでいる雪資源の活用は、雪国における効果的で持続可能な脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーを複合的に活用する取組の一役を担う、我々としてやはりなすべきことだと。雪国として、使命としてです。

加えまして、有史以来、天を仰いでこの雪を恨み節で見てきた我々の祖父や祖母や、それ以前の、はるか以前の有史の歴史に、今、何かを我々は起こそうとしている自負を持って進むべきだと考えているところです。数千年、考えられなかったことを今やろうとしているということだと私は思いますが、いかがでしょうか。

初日の補正予算第3号の中で説明しましたが、今年度に本庁舎付近等で行う実証実験は、まさしくその一つずつのプロセスだと思います。もちろん、議員が言われる一般住宅への導入が可能な段階とはまだ考えておりませんが、様々それに近づける勉強も進められてきていますし、雪だけではない断熱の問題とか、様々なところにあります。だから、エネルギー省力化のほうに、雪の研究というのは全部一緒になってやっていくようなところがあるのではなかろうかなと考えております。まさにまだ道途上であります。

令和3年度から開始しました新エネルギー等普及促進事業費では、勉強会として雪氷熱エネルギーの研究、具体的な雪室設計などの産業化をリードする先生方や事業者の方々などを迎えまして、雪に加えて再生可能エネルギーに関する最新技術や民間への導入事例など多くの情報をいただいているところであります。本当に今進んできているなということを実感していますが、今後も脱炭素社会の実現に向けて市民が実感できるための施策、また具体的な事業の展開につなげていく場として運営していきたいと考えております。雪の勉強会等も含めてやってまいります。

国県のいろいろな補助制度なども紹介したり、様々な取組——企業の誘致も今までは工場誘致とかということでしたが、様々なこのエネルギー化の中での誘致の仕方というのを、や

はり我々としては将来像としては持ちながら、今民間でも雪室は進んでいます、これらについてただ単に食品類の保存や備蓄、そして熟成だけではない、新たな道筋もいっぱいあると思っていますので、いろいろな形で活用の取組を考えてまいりたい。ぜひ議員からも建設的なまたご意見をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

ご丁寧な答弁、ありがとうございました。それでは1問目から再質問させていただきたいと思ひます。事務事業編の、できれば目標を聞かせていただきたかったのですが、今のお話ですと、庁内で検討会議を立ち上げて、その中で論議をしていくというお話だったというふうに思っているのですが、市長としての目標というようなことは考えておられるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思ひます。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 時間を止めてください。

○市 長 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

捉え方ですけれども、目標をちょっと具体的に言ってもらえますか。期日だとか、例えば私が思っている2050年までのプロセス上の、いつ頃までにうちの市はここまで目指すとか、そういうことなのですか。それとも、計画とかをやっていくためのステップ的な期日——このときにこういうことを、先ほど申し上げたところをやるのだとか、その辺をちょっと教えてもらいたい。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

市長として——国が目標を掲げていますよね。2030年までに46%、2050年にはゼロというのがありますけれども、それに合わせた目標という、そういう市が掲げる2030年、あるいは2050年の目標をどういうふうに捉えているかと、そういう意味です。

○議 長 時間を回していただいて。

市長。

○市 長 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

そうですね、具体的な数字を今、私の思いを言ってもしようがないと思うので、担当する部長か課長に答えさせます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

目標については、ちょっとこれからいろいろ調べたりする中で、具体的に本当に国のいう46%を、ニュートラルというところに私たちが——それは山ほどお金をかければいけるのかもしれないのですが、果たしてそういう、その道筋が立てられるのかということも含めてちょっと検討させてもらいたいと思ひている、現時点であります。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

確かに大変な目標になると思うわけですが、ただ 2050 年というのは大分先の話ですが、2030 年というのは、もう目の前ですよ。そこまでにおよそ半減しようという、そういう目標を国も掲げているわけで、早急に具体的な計画をつくって実行していかないと達成は困難だと思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

そのとおりだと思います。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

本当に急いでやはりやらないと、間に合わないのではないかなというのが私の思いですので、ぜひそういう形で急いで進めていただきたいなという思いです。

2つ目の区域施策編の策定ですが、これも環境基本計画の見直しと一体で進めていくというようなお話もありましたが、これも先ほどの1番目のものと同じことですが、時間的にもなかなかないわけですし、目標と計画というのがやはり具体的になっていないと——今の基本計画というのは、2030年に何%、2050年にニュートラルというようなことは全く盛り込まれていないわけで、そういう点でも急いで計画をつくる必要があると思うのです。その辺についてはこちらも本当に急いでやっていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

今、部長とこちらでいろいろと会話していましたが、何を言っているかということ、目標値は分かるのです。昨日も環境の議論もありましたが、これを具体的に、ただ単純に何パーセントにするとか、言えといえば、言えるかもしれませんが、それでは困るわけでしょう。本当にでは排出量はどうかと言われ始めたら——ごめんなさいね。これは今からちょっとさじを投げる、そういうふうに関心してもらったら嫌なのだけれども、できますか。超専門的な分野ではないですか、そのセクションをつくるのですかね。

それではなくて、国がやはりこういうことでこのくらいのパーセンテージになるので、こういうことは頑張りなさいということを取り組んでいくということではできると思うのです。ただ、南魚沼市役所がこの何パーセントの数字を本当に正確に出して、そしてそれに向かって突き進んでいくというほどの私はパワーがあるとは、市長として少し——努力しますよ、いろいろ全体の。本当に計画というのはある程度、本当に大づかみの計画だと私は思います。なので、この中で数字を本当にきちんと正確に出して、その部隊をつくらなければいけませんから。それは少し難しいのではなからうかと私は思います。

なので、国や環境省やいろいろなところからやってくるでしょうけれども、その中でこういったことで削減していく、削減する方向に持っていく。もちろん国も大きく掲げている、

世界的にも発表している数字はあると思いますが、それに近づけていこうとするのは、まず国からの旗振りがあって、そして我々もそれに近づけていくために努力していく。それが現実ではなかろうかと思うので、ここで私が簡単に、この計画の中に数字を全部盛り込んで、やれます、やるつもりですなんてちょっと言いづらい。これをご理解いただきたいと思います。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

確かに大変なことだと思いますが、実際にはやはり実施する、中心になっていくのは、国が政策を示すというのももちろんですが、やはり自治体が先頭に立ってやるということが求められると思うのです。再度の話で申し訳ないのですが、以前、2050年、ゼロカーボンシティを宣言するつもりはないかという話の中で、宣言しても行動が伴わなければ意味がないというような答弁を、多分、市長からいただいていたと思うのですが、その考えに変わりがないかどうか。やはり本当にそこに向けて、市としても意気込みを示す必要があるのではないかと思います。その点の考えがどうか、再度教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

前に言ったことを翻すつもりは全くなくて、違うふうに捉えられる可能性があるので、言葉はすごく難しいなと思っているのです。ほかの市でもゼロ宣言したり、目標をやりますよね。もちろんその姿勢にさお差すとか反対なことは全然ない。うちだってそれはできるかもしれませんが、唱えることは。だけれども、実際にそこで何をやるかということがもっと大事だと思うし、これからもっといろいろなメニューも来ると思います。

こういうことのやり取りで、いろいろな書き物をしたり、今いろいろなSNSもありますが、何か言葉が独り歩きするのがすごく自分は嫌なのです。そういう気がないとか書かれると。そうではないのです。目指していくけれども、その非常に大きなテーマをボンと掲げるのは、それは有効だし、方向性としてはいいし、うちだって例えば、環境のセクションをきちんと定まってきた場合にはやりたいなという思いはあります。

だけれども、具体的なところをやっていかなければいかんと思うのです。それがなかなか一自治体で全てやれるかという、そうではなくて、やはり国の指導や関係の機関からの指導があって、やはりその中でデジタル化して、我々としてできる範囲のデジタル化をする中で目標に向かっていくことは間違いないわけなので、そういうことをご理解をいただけないかなという気がしますが、どうですか。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

分かりました。

それでは、3点目に移らせてもらいますが、当市でもいろいろな問題が起きていると。再生可能エネルギーの推進については、いろいろな対応が必要だということを市長もおっしゃ

っていただきました。そういう点では、やはり自治体の果たす役割、非常に大きいと思いますが、そういう点でぜひ自治体としても、先ほどいろいろ市長からも話がありました、ゾーニングの問題だとか条例の問題だとか、そういうのがありましたので、的確にぜひ対応していただきたいと思います。

4点目ですが、いろいろ再生可能エネルギーの活用については、利益につながるかどうか不明なことに、なかなか民間の業者が投資をするというのは難しいことなのではないかと思っています。そこは自治体がイニシアチブを発揮するところではないかと思っています。

先ほど触れた雪冷熱の活用でも、例えば多少コストがかかってもCO₂削減につながるのであれば、私も導入しようかなという人も出てくるのではないかと思うのです。そういう点ではどれくらいコストがかかるのか、どれだけ削減につながっていくのか、そういうことが明確になれば、積極的に対応する方も出てくるのではないかと思うのです。

これも南魚沼市だけではなくて、例えば雪の活用であれば、豪雪地帯の自治体とも協力するとか、県も一緒にやるとか、やり方はいろいろあると思うのです。そういうやはり知見、ノウハウを蓄積して行って、そういうのであれば自分も使ってみようか、そういう設備を導入してみようかという方も出てくるのではないかと思うので、そういう知見を確立していくとか、市のほうで。そういう点でもう一度お考えを聞きたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

今ほどのお話については、私はそのとおりだと思うし、そういうふうに進めようと思っています。ただ、コストの問題で、例えば一般の市民の方がCO₂の削減につながるのであれば、やはり少し高くてもそちらを使おうかなということは、これは非常に微妙なところがあると思うのです。

我々経験しているのです。ペレットストーブ、やはりなかなかみんな導入が進まなかったでしょう、はっきり言ってです。あれは高いからです。ただ、高いからだけれども、そのところでやはり供給側というか、製造側というか、そちらのほうのコストを下げていこうとして、そしてこのくらいだったらという、大体同等とかそこまで持っていけないと、やはり同じことが起きるのではないかなという思いが少しします。ただ、それだけ言っていると難しいところもあるかもしれない。

今回の雪の利用であれば、例えば塩沢信用組合さんがZEHですよね。県が言っているその制度があって、それに乗っかっていくような家の造り方をする場合には——だから工務店さんもいっぱい仲間に入れて、そしてそれでやる場合にはローンの金利をすごく下げるとか、そういうことで、つい先般そういう動きが出ました。塩沢信用組合さんには言っていますが、これは雪のことにもやってみましょうという話も、賛同もいただいたりしているわけです。

だから、我々ZEBの扱いもあるけれども、あれはネット・ゼロ・ハウス、ZEHですね。そういうことも生まれてきました。ちょっと前には考えられなかった。だから、再生可能エネルギーもいろいろなことがあります、雪だけではないです。複合型もあります。そうい

うことに我々も入っていきたい。今、雪の勉強会で言っているのも、南魚沼市のことだけ言っているのではなくて、もちろん市長職としてはほかのところにも呼びかけてもいます。例えばオリンピックに向かうときの雪のことも、はっきり言って雪国全連合をつくらうと思って仕掛けていったわけです。だからみんなそうだと思います。

しかし、どこがやはりファーストペンギンになるかです、と思っているのです。なかなか状況見のところもあるのかもしれないし、そういうところでは、やはり一生懸命取り組んでいって、みんな雪国の仲間だと思っていますし、そこで同じようなことが行われていくということが大事ではないですかね。それが需要や供給のバランスをちゃんと保っていき——要するに需要が多ければコストが下がりますから。そういうことを生み出していないと、ただ単に騒いでいるだけということになってしまうのではないかなと思っているので、その視点は常に持っています。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

ぜひ、そういう形で進めていっていただきたいと思いますが、今雪の話が多かったのですが、先ほどちょっと小水力の話もしました。そういうことも含めてぜひその知見、ノウハウ、そういうことをやはり蓄積していって、こういうことをしたいのだけれどもどうなのだろうというような相談に、やはり市が先頭に立って乗れるような環境づくりが必要ではないかと思いますが、その点だけもう一回。

○議 長 市長。

○市 長 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

風力の研究も過去にしてきました。小水力の研究もずっと続けたりしてきました。ただ、当時なかなかそこに踏み切れなかったことはあったかもしれませんが、風のことも含めて。小水力もいろいろな試験はしていますよね。ただ、今やはり我々にとって光明というか、何となく明るく感じるのは、その当時はそういう判断でなかなか導入が難しかったと言われるものもあるかもしれません。

でも、今は風力発電一つ見ても、水力発電一つ見ても、逆に言えば雪のほうもそうなるかと思いますが、物すごく技術が向上している。日進月歩だと思うのです。そういう中では再検討等、また逆に我々のところにこういうことで取り組みたいがという話は、これは来ている話ではありませんし、小水力発電や、小水力というか、もっと大きな発電も含めていろいろ話しかけは、やはりその辺を見極めていくことが大事だと思います。

だから、思いは議員と同じだと思います。決して雪のことだけ言っているわけではありませんし、複合型またはほかの問題だっていっぱいありますから、そういうことをやっていければなと思います。森林の利用だってありますしね。

以上。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 1 温室効果ガス削減を目指す取組について

ぜひ困ったことというか、省エネ、再エネの相談に、いつでも市役所に行けば相談に乗ってもらえるというような環境をぜひつくっていただければ、この取組も進んでいくのではないかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

2 県の地震被害想定調査を踏まえた対応について

それでは、大項目の2点目に移らせてもらいます。新潟県地震災害想定調査報告書が昨年3月に県から発表されました。この中では9か所で大きな地震が発生する可能性があるとしています。その一つに六日町断層帯も含まれています。ただし、六日町断層帯はAランク—これは発生確率のSとかAとか、そういうランクづけですが、発生確率は低くなっています。しかし、隣の十日町断層帯ではSランク、これは一番高い確率でして、30年以内に3%以上、100年以内でも10%以上となっている断層があるということです。十日町断層帯で地震が起これば、南魚沼市にも被害が予想されます。

そこで1点目です。今回行政区を通じて防災マップが配布されました。カラー刷りで見やすい内容になっています。しかし、昨年発表のあった地震被害想定調査の内容は触れられていません。せっかくの機会なので、最新の知見を知らせるべきだったのではないかと、認識を伺います。

次に、2点目です。十日町断層帯はSランクに位置づけられ、最も近い将来地震の起こり得る断層と位置づけられています。ここで地震が起これば南魚沼市でも被害が想定されています。そうした点からも市民への周知が必要ではないかと、市長の認識を伺います。

次に、3点目です。地震から命と財産を守る上で家屋の耐震化は重要な課題です。新しい耐震基準の家に建て替えるのが理想ですが、そうもいきません。南魚沼市でも旧耐震基準の家屋が半数近くあるものと思われます。そこで重要なのが耐震診断と耐震改修です。既存の建物でも、耐震改修によって安心して暮らすことができるようになります。市は補助制度を創設していますが、あまり活用されていません。改めて周知徹底を図るべきかと考えるが、市長の認識を伺います。

以上です。

○議 長 市長。

○市 長 2 県の地震被害想定調査を踏まえた対応について

中沢議員の2つ目のご質問にお答えいたします。県の地震被害想定調査を踏まえた対応についてということで、3点。

1点目が防災マップが配布されたが、地震のことは触れられていない。認識を伺う。まずこの5月ですね、全戸配布をさせていただきました改訂版の防災マップ。当市において発生する可能性が一番高い災害である洪水害というか、洪水と土砂災害に関するものであります。地震は含まれておりません。

地震については、県が令和4年3月に公表した地震被害想定調査以外の場所でも当然発生する可能性があります。そこであるところだけとは限らないということです。地震は想定することが非常に困難ということです。水害とか土砂崩れとまたちよつと違う角度です。防災

マップには、地震対策に関する内容が含まれていないということを先ほども申し上げたとおりです。

市民への地震対策の啓発はFMゆきぐにでの広報、また市のウェブサイトへの掲載、また起震車——揺れをつくる車ですね、よく体験する。そういうものを使った小中学校等での地震体験学習などで行っていますが、県の地震被害想定調査結果の周知は、私どもとしては現在できていない状況であります。県がこの結果を基に作成した分かりやすいパンフレットがあります。これらを活用しながら、今後ウェブサイトなどを中心に周知していきたいと考えます。

議員さん方もいろいろなところで人に会うと思いますし、そういうこと——ぜひパンフレットの入手を言うていただければ。そういうことでいろいろな会合とかそういうときに、これは地道な努力が必要だと思います。今日も新聞に取り上げられましたが、例の水道の問題、伝達的手段に問題があったということをおっしゃっているとおり、これは周知していくのは容易ではないですけれども、やはり日々の努力だと思います。我々のほうとしても、いろいろ手を尽くしていきたいと思っておりますが、よろしくその辺をご理解いただきたいと思います。

2つ目のこのSランクの断層帯も近くにあると、十日町ですね。この周知が必要と考えるが、認識を伺うと。これも今ほど申し上げたとおりですけれども、県のこの調査では、先ほど議員がお話いただいたとおり、想定地震として9つの断層帯を選定しています。このうち当市内を通る六日町断層帯については、30年以内の発生確率が0.01%以下と低い結果ですが、先ほど言った隣接する十日町市内を通る十日町断層帯は発生確率が3%以上と。これは全然別もの、確率としてはです。Sランクに評価されているということです。議員がお話のとおり、この断層帯で地震が発生した場合は、当市においても甚大な被害が想定されるのではなかろうかと思っております。

このほかにも、県内で最も大きい被害が想定されているのが、長岡平野西縁断層帯など、当市での被害が想定される断層帯がある。恐らくこの断層帯だって本当に大きな揺れがあれば、かなりの影響があると思います。調査結果の周知が必要であると、これは考えております。これらも1番目のご質問の件と併せて周知を図っていきたくと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。皆さんからもよろしくお願ひいたします。

3つ目です。耐震診断と耐震改修への補助制度について、周知徹底に努めるべきということでもあります。現在、南魚沼市では、木造住宅の耐震に関する補助制度として、これは平成18年度から——早かったのです。市の木造住宅耐震診断支援事業補助金、平成22年度からは木造住宅耐震改修支援事業補助金、そして今年創設した南魚沼市木造住宅除却支援事業補助金——これは皆さん分かります。この3種類を用意しているという状況です。全体のフレームの中では、です。

この耐震診断の補助金ですが、木造住宅の地震に対する安全性の診断に対しての補助金であって、制度創設から令和4年度まで128件の補助実績があります。今年度からは、実質個人負担なしに診断を受けることができるように補助内容を拡充しました。これによってどう

なってくるか。6月2日現在で既に4件の申請を受け付けているところです。これらが議員ご提案の周知徹底とか、そういうことにつながっていくのではないかなと思います。より使ってもらおうということだと思いますが。

次の耐震改修の補助金です。耐震診断の結果が基準値未満の木造住宅を基準値以上となるように補強工事を実施する場合がありますが、最大65万円の補助金を交付するというものです。

今年度から実施の除却支援補助金は、耐震診断または簡易診断の結果が基準値未満であった場合に、解体費用に対し最大30万円を補助するというもので、6月5日現在、まだ申請はありませんが、数件の相談が来ているという状況、これが今のところの状況です。

補助制度について周知徹底を強めるべきというご意見についてですが、現在、市報、ウェブサイトへの掲載のほか、FMゆきぐにさんで放送するなど周知を図っているところです。加えまして、県、市町村及び建築関係団体等で組織をしている新潟県耐震改修促進協議会というのがあるのですが、こちらでチラシを作成したり、こういったものは県内のコンビニでも配布していたりします。ちょっと注意して見てもらっていただければと思いますし、テレビ番組でも新潟県からのお知らせのコーナー、見ているかどうかはちょっと別として——私はたまたま見て、「ああ、こういうところでもやっているのだな」と思っていました。そう回数は多くないような気がしますけれども、そういうところでスポット的に広報を行ったりしています。

いずれにしましても、それらいろいろな関係先とも協力させていただき、なるべく情報が発信できるように努めていきたいと思えます。今回、今年から始める除却支援事業などへの皆さんの関心の高まりが、もしもなっていくとすると、加えて耐震改修とか耐震診断とかにもやはり及んでいくのではないかなと思って期待しているところなので、ぜひこの辺を、中沢さんがもしお出しになるようなチラシ等があれば、こういったこともぜひアピールしていただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 県の地震被害想定調査を踏まえた対応について

ありがとうございました。載せなかったということの意味も大体理解しましたが、今、パンフレットという話が市長のほうからありましたが、これは全戸配布するとか、そういう予定があるのかどうなのか。私が、県の報告書——膨大な1,000ページ以上もあるようなもので、ただそれを簡単にまとめたやつだと9か所の危険な箇所と、あとランクづけした、そういうようなのが分かったら、「ああ、こんな危険なことがあるのだな」というのがよく分かると思うので、その辺、配布の予定なのか、欲しい人には差し上げますというような内容なのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 2 県の地震被害想定調査を踏まえた対応について

今ちょっと確認したのですけれども、パンフレットそのものがこちらに届いているという

ことではなくて——ごめんなさい。ちょっともしかしたら訂正が必要かもしれないですね、さっきの発言は。私は印刷したものをもらったのですけれども、こういうのがあるのかなと思っていたのですが、電子データでしかないということなので、必要があればそれを取り出していただくとか、もしも来ていただいた方には総務部の防災担当のほう等の窓口でお渡しすることもできるし、ということです。できるだけ、例えば……（「配布の予定はない」と叫ぶ者あり）配布の予定は、だから……ちょっと配布までは考えていないということをお願いしたいと思います。また、いろいろなご意見があれば、お寄せください。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 県の地震被害想定調査を踏まえた対応について

防災マップ、確かに市長の言われるように何百年先に何パーセントなどという地震よりは水害や土砂災害、本当に差し迫って、今でも各地で豪雨が起きているわけで、これは本当に大事なことだと思います。地震もいつどこで起こるか分からないということもありますし、ぜひそういう分かりやすいようなのがあれば、防災マップほどの大変な量にはならないと思うので、ぜひそういうものの配布とかも検討していただけたらなと思います。そういう点では、2番目と併せてぜひ検討をお願いしたいと思いますですが、その辺いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 県の地震被害想定調査を踏まえた対応について

今急に言われているところもあるので、検討したいと思います。ただ、このマップを単独で配れるとか、そういうことではなくて、例えば我々広報という手段もあるわけだから、市報とか。そういったところにやはり特集で入れるとか、手段はいくらでもあると思います。加えて、ホームページ上でやはりそれが見られればなおいいわけですし、そういうことだと思います。

情報伝達の仕方は難しいですけども、やはりそれを取りに来る皆さんの姿勢もつくり上げていかないと、地域を守れないので、ぜひ皆さんからもホームページを見ていただくとか、何かチラシだけが来ればそれでいいかという、そういう問題からちょっと考え方を、我々もちょっと現実的なものに変えていきたいなという思いがしているので、ぜひご協力もいただきたいと思います。

いずれかの方法でやはりやっていきたいと思います。あとは市政懇談会等で私もいっぱい——今、結構多いのです、今年は。数が多くなってしまして、そういったところで自分でも持ち込むとか、そういうことの配慮はしていきたいと思います。

○議 長 7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 2 県の地震被害想定調査を踏まえた対応について

分かりました。ぜひ積極的に伝える努力をしていただければなと思います。

あと、3番目の耐震診断・改修の件ですが、これはかなり広報も含めて努力されているというふうに先ほどの話で伺いましたので、引き続き広報に努めていただいて、地震によって命を亡くすというようなことがないように、ぜひお願いしたいと思います、これで一般質

問を終わります。

○議 長 以上で、中沢道夫君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 8 番、議席番号 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 通告に基づき、一般質問させていただきます。今回は、大綱 3 点お伺いさせていただきます。

1 増え続ける空き家の対策強化を

1 点目であります。増え続ける空き家の対策強化を、と題して質問させていただきます。総務省の調査によりますと、国内の空き家は 2018 年時点で 849 万棟あり、住宅の総数に占める割合は 13.6% に上り、このうち居住目的のない空き家は 349 万棟で、20 年前からほぼ倍増し、2030 年には 470 万棟まで増加する見込みと推計されております。

2015 年に空家対策特別措置法により、倒壊の恐れがある空き家を自治体が特定空家と規定し除却の代執行などが可能になったものの、今後も居住目的のない空き家が増える見通しを踏まえて、この発生そのものをどう防ぐか。この対策の充実と強化が欠かせないわけであり、まさに私たち、豪雪地域であるこの南魚沼市にとっても大事な案件であります。空き家状態となる前の段階から有効活用や適切な管理を促す、発生の抑制、また活用促進、適切な管理、除却の促進、そして民間主体の活動促進など、対策強化が求められるわけであり、ます。

そこでお伺いさせていただきます。1 点目であります。当市の空き家状況はどのようになっているか現状をお伺いさせていただきます。

2 点目であります。空き家が発生する前段階での介入をどう進めていくか、お伺いいたします。例えば、所有者と家族の間で相続が発生する前から、住まいの終活として対処を話し合うことの重要性を啓発する必要があると考えるわけであり、引き継いだ子孫にはどのようなリスクが生じるのか。また、発生したときの地域への悪影響など、所有者への意識醸成を促していく必要があると私は感じるわけであり、ます。空き家が発生する前段階での介入をどう進めていくか、お伺いいたします。

3 点目であります。民間団体の活動を含め、空き家バンク登録の働きかけや、空き家の所有者と移住希望者のマッチングなどの体制整備についてお伺いいたします。当市のホームページを見ても、ようやく空き家バンクの刷新をいたしました。素晴らしいものができたと思っております。市町村が保有する空き家の情報を民間団体に提供した中で、希望者とのマッチングを円滑に行うなど、さらなる前進へと進めることも大切ではないかと感じますが、お伺いさせていただきます。

4 点目であります。特定空家の対策強化についてお伺いいたします。まさに時を得たように今議会の初日、空き家の除却費用の補助を市独自の支援策として打ち出しました。大変よいことでもあります。多くの関係者は、この豪雪地域の南魚沼市は除却の費用を助成してまでも空き家を 1 件でも減らしたいというのだという、この強いメッセージを酌んでいただきたいと強く思っておるわけであり、ます。

住宅が建つときには固定資産税が6分の1に減額されている。こういうことを知っていない方も多くおいでになります。この優遇措置がありますが、市が、例えば空き家になり改善するように指導しても、これを放置していれば、老朽空き家になれば、税の優遇から除外されるということも、まだまだ知らない方も多くいられます。やはり管理者に多く啓発していくことも大事かと思えます。当市として増え続ける空き家をどう防ぐか、対策強化についてお伺いいたします。

5点目であります。長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する特例措置の創設についてお伺いいたします。バブル期においてマンションの建設は目を見張るものがありました。当市においても、私の調べた中には12棟あります。マンションにおいては、建物の高齢化と居住者の高齢化という、いわゆる2つの老いが進行しております。築40年を超えるマンションは今後とも増加する見込みであります。適切なタイミングで大規模改修工事が実施されなければ、いずれ地域の居住環境にも大きな悪影響が生じる恐れがあります。行政からマンション管理組合への支援が必要であります。

そうした中、令和5年度から適切な修繕工事を実施したマンションの所有者の固定資産税を減額するという、マンション長寿命化促進税制を創設しました。マンションの修繕工事を政策的に後押しできるようになったわけであります。ただこの税制措置を受けるには、市において、まずマンション管理適正化推進計画を作成する必要があるのであります。当市はまだ予定がないと伺っております。計画を作成しない自治体内のマンションでは、この税制措置が受けられないのであります。住民に不公平感が生じる可能性があります。今後のためにも計画をつくっていく必要があると感じますが、ご所見をお伺いさせていただきます。

以上、大綱1点目、増え続ける空き家の対策強化をと題して、壇上からの質問とさせていただきます。

○議 長 中沢一博君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、中沢一博議員のご質問に答えてまいります。

1 増え続ける空き家の対策強化を

1つ目の、増え続ける空き家の対策強化をということで、大変なやはりテーマだと思っております。5点ほどありますので、なるべく長くなり過ぎないように頑張りますが、少しお聞きいただきたいと思えます。

まず、当市の現状はいかに、ということです。令和5年5月末現在ですが、把握しております空き家の総数というのが――空き家の定義というのは、ここで長くなるので申し上げますが、我々が考えている空き家は157件。そのうち特定空家――大づかみに言えば、大変問題を起こしている空き家と言っていいでしょうか、定義は正確なところは少しここでは省きます。これが14件です。空き家の総数157件、うち特定空家が14件。

当市における空き家の把握については、改めて申し上げますと、これは主に行政区から危険な状態であると連絡があったものについて、現場確認をした上で空き家として把握をして

います。これが私どもの言っている空き家の定義になるかと思えます。そのうち所有者の方があるものについては、適切な管理を依頼する文書を全て送付しています。当然ですが、注意を促している。また、毎年秋には、現状の把握をするために調査を実施しておりまして、空き家の状態を毎年確認しています。

このように、行政区から情報提供のあったものを集計していることから、実際の空き家数については、もしかしたら、これよりさらに多いものとなるかもしれません。ただ、それは連絡が入っていないものになります。毎年出現しているという——新たになってくるものもあると思えますので、この辺はつぶさに見ているつもりであります。

2点目です。空き家が発生する前の段階、空き家となる前の段階での介入をどう進めていくかと。例えば所有者と家族の間で相続が発生する前から住まいの終活ですかね、としての対処を話し合うことの重要性を啓発する必要など——確かにそのとおりだと思います。

昨今、空き家の問題については、メディア、報道などでも度々報道されるなど、大きな社会問題として認識されているところです。本当にそうなっていると思います。よくこのテーマが出ます。昔だったら親が生きていれば、我々次の時代が終活なんていう話を持ち出したら、親子げんかになって、親父からどやしつけられるところだったと思います。今、時代が変わってまいりました。かくも時代が変わってきたなという感があります。

そうではありますが、大きな社会問題として本当に全国問題になっています。その中で住まいの終活という言葉をよく耳にしますが、まさに所有者が健康なうちから、家族の方々と今の住まいの行く末について話し合っていたくことは、非常に重要なことだと思います。話し合うか、もしくは先に息子さんたちとか、娘さんでもいいのですけれども、そういう人たちが——私のところにもあるのですよね。同世代の人間で東京とかいろいろなところに出ていった人間、いっぱいいます。いっぱい出ていっていますが、その同級生とかから、先輩・後輩も含めてですけれども、「何かいい制度がないかな」と。「そろそろ自分の両親も人生を全うするので、その後、すぐさまそういうところを処分しなければいけないと思っているのだが、もう自分は帰ってこないし」とか、そういうこともいっぱいあるので、本当にそういう意識が高まっているのではないかなと思っています。

これまでの当市の空き家対策としては、先ほど申し上げましたとおり、所有者に対する適正管理の依頼、注意をする。所有者不存在の——所有者がいない建物もあるのです——に対する緊急措置を行うなどといった、どちらかというに対処療法的な対策がほとんどだったのです。

今後は、そのような対策を——当然ながらこれまでどおりやってもいきますが、しかし、国の除却補助制度、また南魚沼市の空家等除却事業補助金の活用、また空き家問題についての広報活動も織り交ぜた総合的な空き家対策をしていかなければならないと考えているところです。その中で住まいの終活について、所有者に考えていただけるような周知の方法なども非常に有効だと思いますので、機会提供についても検討していきたいと思えます。

私も市政懇談会——ざっくばらん、市長と市民のそういう会をやっていますが、こういっ

たときにもよくこういう話もしています。さらに強化もしてまいりたいと思います。皆さんからもぜひご協力ください。よろしくお願いします。

3つ目の民間団体の活動を含め、空き家バンク登録の働きかけ、また空き家の所有者と移住希望者のマッチングなどの体制整備についてですが、南魚沼市では平成29年度に事業を開始しまして、空き家所有者から申し込んでいただいた物件情報を市が管理するウェブサイトに掲載し周知することで、市内で空き家を探している人に物件情報を提供する趣旨で実施しています。昨年度まではトラブルを避けるため——いろいろなことがあるのですね。このバンクへの登録申込みの際には、必ず不動産業者の皆さんから仲介に入ってもらおうということを必須——必ずそれを入れ込んだのですね。必須にしていたのですが、傷みが激しい物件とか、また築年数が経過した古い物件などについては不動産業者の皆さんから仲介に入ってもらえないで、空き家バンクの登録がなかなか増えない状態が続いておりました。これが一番の要因です。

よい対応策がないか、ほかの市町村などの事例をずっと調査してきました。検証したところ、今ほど言った、たとえ痛みが激しい古い物件であっても、販売価格が安い、安価であれば、購入者が自らリフォームして住みたいというDIY——Do It Yourself——自分で直すという意味でしょうか。この需要が増えている状況を伺うということが我々としてはできた。そこで、今年4月に空き家バンク制度実施要綱を改正しまして、必ずしも不動産業者の方々の介入が、仲介がなくても物件登録ができるようにいたしました。これでどういうふうになっていくかということを見守りたいと思います。

加えて、空き家が発生しやすいタイミングでの周知が重要であるという考え、これは議員と同じだと思います。同じく4月から、死亡届の手续に市役所に来られた方、残念ながらお亡くなりになって、死亡届の手续に来られた方へ、新潟県が作成した空き家関係の周知用の冊子、そしてチラシがあります。この配布を4月から始めました。制度を広く知ってもらとともに登録への働きかけを進めているところです。

さらに、今年の今議会で皆さんからお認めいただきました空家等除却事業補助金の窓口である総務課に相談があった場合には、今ほどの空き家バンク等についても周知をすることとしておりますし、加えて、空き家についてはワンストップでやっていきたいという考えを持っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

そのほか、司法書士と情報交換を行うとともに、空き家所有者に向けて専門家を講師に迎えた空き家対策セミナーの実施を計画しています。所有者と移住希望者とのマッチングについては、移住相談者の中に空き家を探している方も見受けられるということも報告も受けております、あるのだと思います。なので、今後も移住希望者に物件紹介ができるように、バンク登録数の増加に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

4つ目の特定空家の対策強化であります。現在、特定空家として認定している、先ほど申し上げた14件のうち、所有者がいる空き家というのは10件、14件中10件。必要に応じて空家法等に基づく助言または指導等の措置を現在、市から行っています。残りの4件ですね、

これは相続放棄等による所有者不存在——所有者がいないということです。そういうものです。

これらにつきましては建物の損傷の程度、また周辺への危険度合いを勘案して——これはいっぱいこういうものが寄せられてくるのです。これらを勘案して、略式代執行による危険の除去。これは昨年、ついに南魚沼市は代執行を行いました。最終的には除却も視野に入れながら、今後も対応していきたいと考えています。これに敢然と立ち向かうという方向を我々は決めておりますので、懸命に取り組んでいきたい。ただ、個人財産なのです。人の財産でありますので、そうならないように手前の努力をしつつやっていきたいと考えております。

5つ目の長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンション等に対する特例措置の創設についてです。ご質問でありますのでお答えしますが、これは建築後20年以上が経過しているマンションを対象に、一定期間内に長寿命化工事を施工した場合に、その翌年度に課される建物部分の固定資産税額が減額されるという制度です、先ほど議員からご説明があったとおり。その目的は所有者の高齢化、また工事費の急激な上昇によって、長寿命化工事に必要な積立金が不足をしている——これは大体組合がやっていると思いますが、この現状を受け、必要な積立金の確保や適切な長寿命化工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しするというのが一番の目的と言われています。これは認識、議員一緒でしょうか。

先般、令和5年度税制改正によって、地方税法などが一部改正され、公布・施行されたことから、南魚沼市税条例の一部改正について専決処分をして、議会初日にご承認を皆さんからいただいたところです。その中で、固定資産税の減額割合を3分の1としたところであります。

この減税措置の要件としまして、マンション管理組合などによる適切な管理計画を自治体が認定することが必須の制度となっておりますが、その認定をすることができる自治体は、マンション管理適正化推進計画を作成した自治体に限られるとされています。新潟県においては、新潟県及び新潟市以外の自治体は未策定であります、現状のところ。南魚沼市においても、現時点で作成の予定は立てていません。

この制度は、主に大都市に多い一般的なマンションを想定されているというふうに考えております。いわゆる、私どものところに圧倒的に多いわけですが、リゾートマンション。当市のマンションのほとんどがこのタイプです。リゾートマンションでは適用が困難な部分も多くあると考えておりますが、県内各自治体の情報などを収集しながら、当市にあるマンションの管理、また運用実態に沿った制度として検討できるか。また、そのような地域特性の中、長寿命化に資するような大規模修繕工事に取り組める管理組合があるのかどうかなど、動向を注視していきたいと考えております。

今も思い出しますが、あのマンションがどんどん建ち始めた時代、青年期で私はありましたがけれども、こういう問題が必ず来るなど、これを本当に管理していけるのだろうかということを本当に若いながらに思っていたときがあって、もう既にそれから約30年、30数年がたって、こういう課題が出てきたなど改めて思っているところです。

以上です。

○議 長 一般質問の途中ですが、休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 5 分といたします。

[午前 10 時 49 分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午前 11 時 05 分]

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 増え続ける空き家の対策強化を

それでは、再質問させていただきます。今、当市の空き家の状況についてから行かせていただきますけれども、ご報告いただきました。これは特定空家の考え方というもの、よく一般に言われている住宅・土地統計調査という、またそれと違った観点の、市独自の本当に厳しい部分を具体的にどうしようかという、そういう数字でご報告いただいたかというふうに認識しているわけでありまして。大変そういう面では絞った中でやっている。

そうした中で、秋に巡回しているということですが、これは例えば行政区と一緒にやっているのでしょうか。例えば、山形県の酒田市は、毎月 1 回そういう行政区に任せて、交付金を出してでもきちんとした、少しでも早く情報を得たいと、そういう観点で進めております。我が市は年に 1 回の状況ですが、特に冬の前ということで考えていられると思っておりますけれども、これは行政区の方々が入った中で進められているかどうか、ちょっと確認させていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 1 増え続ける空き家の対策強化を

私が答弁してもいいのですが、担当課から正確なところを伝えたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 増え続ける空き家の対策強化を

この案件は職員だけで行っていますが、行政区からいただく情報を基に全てを回って写真を撮ったり、図面上の確認をしたりということで、なぜ秋にやるかというのは、冬期における危険の回避というのが一番の目的ですし、特定空家になった場合、その後の対応ということで、これは職員だけで、総務課長も含めて職員で全て回っています。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 増え続ける空き家の対策強化を

行政区の情報を基にということがありましたので、そういう部分では多分情報がきちんとした中で進められていると思っておりますから、そういう市独自の体制でやっているということですから、それでよろしいかと思っております。私も今回の質問をするに当たって、この空き家対策の計画書というか、18 ページにわたる計画書を見させていただきました。令和 3 年 4 月にすごいのができているという、本当にこういうことを、やはり市民の私たちもきちんと掌握し

た中で進めていかなければいけないということを、改めてこの質問に当たりまして私自身も感じた次第であります。

そうした中で、市長も空き家になる前の段階をどうするか、大変いいことなので今後検討していきたいということで答弁いただきました。私も実は数年前に、ご承知のとおり両親を亡くしました。本当にこの部分に関しましては、なかなか生前に言えないことでありますけれども、幸いにして私の場合は父をちゃんと置いた中で、兄弟がみんな集まった中できちんとやりました。

今から思うと、やはりそういうことによって、本当に今いろいろな問題が出ている、そういうことが結局世間で言われている、そういうものが問題にならなかった。本当にこんなことを、いかにも何か今後のことを考えて、寿命を短くするような発言のような、そういうのを両親とやるというのは本当に苦汁の判断でしたけれども、やはりこれからの相続の問題だとかいろいろなことを考えたときに、今父がいる前で、両親がいる前できちんとやらなければいけない。そういうことを本当に私は改めて感じた一人であります。

そういう中で、こういう部分を行政が介入するというのはなかなか難しいかもしれないのですけれども、やはり私は空き家をつくらないためには、今言ったように一歩手前をどうするかということにやはり力を——今までは除去のことばかり考えていたけれども、これからは、ではつくらないためにどうするかという発想を、これから私たちは中心的に持っていかなければいけない。除去と一緒にやらなければいけないという、除却と一緒に考えていかなければいけないことであります。

そうした中、私はいろいろ調べた中で、千葉県の木更津市では住まいの売却、相続の準備などについて空き家の終活ノートというのを作成しております。担当部署のほうは多分ご承知かと思えます。本当に土地の売買から始まって、空き家のリフォームの件、解体の件、また相続の件、雑草とかそういう樹木の伐採から剪定まで、そういうことまで全部入っているのです。そういう固定資産税から空き家バンクなども全部この11項目に、相手先の、どこに連絡すればいいかということも全部明細が書いてあるのです。私はすごくいいことだなと。

先ほど市長からも、県からの分も亡くなられたときにそういうことをしていますということでした。でも、私は一歩手前に、やはりなる前にこういうものをつくって、こういう段階でやはり啓発した中で低減させる。そういう終活ノートをつくっていく。そして一步一步、現実が一番困るのは自分たちであります。それをやはり行政が後押ししてあげる。そういう体制をつくったらどんなものかというふうに私は考えるのですけれども、この終活ノートという部分の考え方、市長はどう思うでしょうか、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 増え続ける空き家の対策強化を

大変よく聞かせてもらいました。今は先ほど言ったように、亡くなった届があったときのことですが、例えば、これからちょっと担当部、担当課のほうから答えてもらいますが、手前のやり方があるなと思って聞いております。近いことはいろいろ話し合ったことも

あったのですけれども、終活という言い方をしなくても、こういうもつとやんわりと、見ればそういう事象があったときにはこうやればいいのかということが分かるような、やはり相手の心もあると思うのです、受け取る方の。なので、そういうことを配慮しながら、納税のときとか、それを通知するときとか、いろいろやはり場面はあるなと思っています。

担当する部長もしくは課長に答えてもらうことにします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 増え続ける空き家の対策強化を

まず、基本的なものは、議員がおっしゃる空き家の対策の計画。ここにも所有者による空き家の適正な管理、これが第一義的にはあるというのはまずそういうことでございまして、この中にも市のほうでは意識の高揚や理解促進に努めるとあります。それを受けまして、今言われた先進地の木更津市の空き家の終活ノート、これも担当課のほうでも承知しているところでございますが、内容を読みますと非常に先進地らしいといえますか、有効性のある内容でございます。これを研究して、どういったタイミングで——市長が申し上げましたように、名前はちょっと終活というのがあれなのですが、どういった活用をしていくのかという、今までの対応だけではないという、先ほど市長の答弁にもありましたように、こういったものを活用しながら、次のステップに進んでいきたいと考えております。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 増え続ける空き家の対策強化を

発展的な答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ検討し、これはどうしても通らなければいけない、早かれ遅かれ通らなければいけない。であるならば、先手、先手のやはり行政として道を開いてあげるということも大事かと思えます。調べたら海老名市もこういう形で、空き家にしない我が家の終活ノートという形でも出ておりました。いろいろ各自治体も今始めたようでございますので、当市においてもお願いしたいと思えます。

また、木更津市を調べたところによると、ノートを活用した人には、こういう市民を対象に出前講座もやっているそうです。実際に伺って、そして具体的にアドバイスをしています。そういうふう现实的に一步一步、まさに我が市がこの除却の解体の費用を補助するように、1件でも減らしたいという、この強き思いをやはり感じるわけであります。こういう部分に関しましても、やはり私はそういうメッセージを強く求めたいと思っておりますけれども、市長、それでよろしいでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 増え続ける空き家の対策強化を

空き家の問題は今回特に話をしていますが、我々は雪国であるということで、今ほど話が出た木更津市や海老名市ですか……（「海老名市と木更津市」と叫ぶ者あり）そういったところも困難だと。全国的な問題ですけれども、我々は特に雪国ということで、この空き家の問題は、ほかの地域の皆さんよりもさらに深刻な問題を抱えていると思っておりますので、これ

には本当に一生懸命取り組んでいく。全庁を挙げてそういう気持ちでありますので、今回のこの5点はすごくよかったと思います。こういうやり取りを私は望んでいるところです。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 増え続ける空き家の対策強化を

初めて市長に褒められたというか、質問みたいでございますけれども、一生懸命頑張りたいと思っております。ありがとうございます。

空き家バンクの登録が進まない理由という部分、私は今までずっと空き家バンクのことは言ってきました。見ていてなかなか進まなかったけれども、今すごく格好いいホームページになりました。ただ、件数が今3件であります。賃宅に関しては、登録件数はゼロであります。市長の先ほどの話では、今まで不動産業者が介入しないと駄目だったという部分があったから少なかったということですが、今後これからそういうのがなくてもできるという、そういう部分になりました。その件に関して私はやはり登録件数が多くないと、なかなかやはりいろいろ難しいと思っておりますけれども、それに対してどのようにご努力されていこうとしているのか、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 増え続ける空き家の対策強化を

一般質問という場なので、これからのこういうふうにあるべきではないかということも少し加えて言います。まだ検討段階でないところもあるのですが、空き家問題については、空き家といってもいろいろな空き家があります。先ほど第1項目のところと言った空き家は、我々が行政区から訴えがあるようなところなので、件数はこの程度に収まるわけです。かなり過酷な事案になっていきそうなものですね。ほかにも空き家はいっぱいあります。

全国の空き家というと、やはりそちらのほうのつかみ方で先ほどの何万棟とかの大きな数が出ているのだと思いますが、そうさせないための方策として何をやっていくかということの中に、今回、永井議員やそれから中沢道夫議員のほうからもいろいろあった、例えば雪冷熱とかの話があるとするではないですか、そういったことも含めた、我々がもうちょっと制度を進めて、もっと議論やどういうことができるかということをもっと掘り下げていった場合には、そういったことを加えて取り組む。空き家を例えば直すというようなところに門戸を広げて、移住・定住や、もちろんここに住んでいる人たちの、新しく家を造りたい人が、例えば空き家でもやれるなど。コストが安くやれるなどか、そういう制度をつくり上げていくことも、私は今回すごくテーマになっているこれからの環境問題や、そういうことにも触れてきて、ただ一つ空き家のことだけ言っていればいいという話ではなくて、我々はそういうことに取り組める、そういうことを取り組んでいきたいというところをこれから打ち出していくべきではないかなと。

空き家といってもいろいろなやり方がありますから。そういうことの中にこういうお示しをして、例えば移住・定住者の問合せもU&Iときめき課等には来ていることは把握しているわけですが、そういったときに、こういうメニューがあります、こういうことが我々のと

ころで実現できますよということが示していける状況を、早い段階でつくり上げていくことにやはり努力していく必要があるのではないかという気がします。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 増え続ける空き家の対策強化を

全くおっしゃるとおりかと思えます。いろいろな状況——この空き家バンクだけではない部分もありますけれども、私のちょっとデータが古くて申し訳ないのですけれども、平成 30 年の住宅・土地統計調査によると、空き家というのが 2,050 戸あるのです、我が市においては。先ほどの観点とは違った部分で、市長がおっしゃったように。そして賃貸的な部分が 1,080 戸あるのです。そして売却用と言われているのが 30 戸なのです。そういうことを考えたときには、今市長がおっしゃったように、あらゆる角度でやはり進めていくということが大事だと思う。そのやはり突破口になるのが、私は空き家バンク等も含めた中で、ぜひ進めていっていただきたいということを切に思う次第であります。

なぜこんなことを言うかということ、最近テレビを見ていますと、本当にこの空き家の情報というか民間がコマーシャルか何かで、要するにこういう物件があったら買いますとか、そういうのがどんどん出てきています、民間で。ということは、それだけやはり民間も情報を欲しがっているのです。そうした中で私は、所有者の、管理者の許可を得た中で、自治体がやはり一番そういう情報があるわけですから、そういう情報を宅建業者だとか、そういうようなところと情報を共有できる体制というものはできないのかなとやはり思うのであります。

どこかからかかるかどうかといっても、なかなかやはり難しいわけでありまして。どこにこの枠を広げるかということが、やはりこういう部分が大事かと思えますけれども、この情報共有という部分に関しまして、私は今後——もちろんご本人が許可した中で進めることでありますけれども、どのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 増え続ける空き家の対策強化を

ご提案ありがとうございます。担当の部もしくは課長に答えてもらうことにします。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 1 増え続ける空き家の対策強化を

先進地であります県内の自治体——例えば三条市ですとか、そういったところは民間との情報共有、非常に一生懸命やっております、うちのほうも今現在検討中、民間との連携ができるかどうかについては検討中です。ですので、体制整備は今後非常に重要になってくると思いますので、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 増え続ける空き家の対策強化を

市長がおっしゃったように、空き家問題というのは住宅政策の中でもある面では 1 丁目 1 番地でありますので、今後大事な部門かと思えますので、ぜひ総合力を上げて取り組んでい

ただきたいと思っております。

最後の5点目のほうに移りますけれども、マンションの特例措置の件であります。我が市において12戸で、今現在そういう必要性があるのかどうかという部分もあるかと思えますけれども、やはり私は今だからこそまた逆に準備しておかなければいけない、何があるか分からない、いつどうなるか分からない。

先ほど言ったように、今、新潟県を見ても新潟市だけあります。確かにマンションの戸数を調べた中では1万9,418棟なのです。確かに、だからもう作成済みであります。けれども長岡市は今4,320棟くらいあります。小千谷市に関しては71棟というふうに私が調べた中ではあります。けれども、今すぐではなくても、令和6年度以降に予定しているというふうに聞いております。

例えば新発田市に関しては、令和5年度後半に予定をしています。今すぐではなくても、やはりいつあるか分からない、いつ求められるか分からない。だから今のうちから、こういうことはやはり行政として準備をしていくということは私は大事ではないかと思うわけですが、代執行にならないためにも今から準備して、もう一度市長、その部分に関して、今すぐではなくてもどうしてお考えでしょうか、お聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 増え続ける空き家の対策強化を

ありがとうございます。先ほど答弁で申し上げたとおり、一番最後のほうに申し上げたとおり、いろいろな状況がうちはあるのですけれども、県内各自治体の情報等を収集しながら、この制度等に沿ったふうに検討できるかどうか。これらにつきまして、これは動向を注視しながら考えていくということで答弁しましたが、やはり今ほど言った小千谷、長岡についてもリゾートマンション系がないですね。そんなところで我々と比べるときにどういったところがあるのか。例えば隣の湯沢はもっといっぱい戸数が建っていますし、ほかの県外にもたくさんあります。ただ、うちの特性としてはそういうことがあるということをご認識いただきたいと思います。

これは、建設部のほうから答えさせます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1 増え続ける空き家の対策強化を

今ほどのマンション管理適正化推進計画でございますけれども、この計画策定には実は専門的な分野からの視点ということも大変必要ということで、今現在言われた、市長の答弁がありましたけれども、新潟県は新潟市と新潟県、そのほかに長岡市、新発田市、小千谷市—先ほど言われたとおりなのですけれども、ここについては建築主事というものを採用している自治体になります。そのほかの自治体については、なかなかそこが難しい部分ではあるというふうに認識しております。ですが、いずれにしても、ほかの自治体等の動向を見ながら今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 1 増え続ける空き家の対策強化を

大変なことも承知しております。ぜひ、長い目でもやはり一步前進をしていただきたいということを期待したいと思っております。

2 不便地域解消を目指す高齢者の足の確保や買物難民の対策を

次に、大項目 2 点目に移らせていただきます。不便地域解消を目指す高齢者の足の確保や買物難民の対策を、と題して質問させていただきます。マスコミ報道によると、交通機関である公共バスが 10 月をもって運行が休止になるとの発表がありました。多くの市民から私たち議員にも問合せがあったのは事実であります。ですけれども、その後、そのことに関しましては撤回をするという、そういう情報もいただいておりますので安堵しております。

しかし、現実には本当にこれは私たちにある面では突きつけられたというか、私たちに本当に考えていかなければいけない、そういう提言というか、そういう部分を感じさせていただいたわけであります。そうした中で、私はやはり現実を見たときには、この利用者の減少で地方の交通事業の経営が苦しくなる中で住民の足をどう確保するのか。自治体自身が真剣に対策を講じていかなければならないということを感じたわけであります。

あわせて、私の地元でもそうでありますけれども、他の地域でも今までの商店、スーパーがなくなる中、本当に食料品などの日常の買物に困っている高齢者など、まさに今人生 100 年と言われているこの中で、ますます生活の足が損なわれている。病院に行きたくてもなかなか難しいとか、買物弱者と言われる方々が増えてくる部分も感じるわけであります。そうした中、市としてどう支援していくのか。現モデル地域の状況を踏まえた中で、市の不便地域解消に向けた足の確保と買物難民の対策についてどのように考えていられるのか、現状と対策についてお伺いするものであります。

○議 長 市長。

○市 長 2 不便地域解消を目指す高齢者の足の確保や買物難民の対策を

それでは、中沢一博議員の 2 つ目のご質問にお答えします。不便地域解消を目指す高齢者の足の確保と買物難民の対策についてであります。今ほど、大変皆さんにもご心配をかけた、南越後観光バス株式会社さんとのいろいろなことにつきましては、報道がその後また続けてやっていたので、休止届から今度はそれを撤回するという事になったことは、ここではちょっと申し上げませんが、一定の方向を目指すと。

ただ、これはそういうことになっただけであって、これから非常に話合いが進められていくことになりまして、加えまして、これからの将来像も含めてどう描いていくかということについては、もう突きつけられた以上に、前から我々は思っているわけですが、これを継続してきていたのです。その中にこの休止届が我々としては驚くような形で出されたということで、少しいろいろな思いも持っていますが、しかし、一定の方向で協議継続ということで、休止は撤回ができたということでもあります。

本題に戻りますが、現在当市では、交通手段を持たない高齢者等の日常の買物、そして通

院等の足として——これ以外にもあるとは思いますが、公共交通空白地帯の解消を目的として、市内で13コース、市民バスを運行しています。より地域の実態に即してスムーズに移動ができる公共交通ネットワークをつくり上げるために、まずは栃窪・岩之下地区でデマンド型の実証実験の導入に向けた準備を現在進めています。

5月8日に栃窪区、そして16日に岩之下区において、それぞれ地元の説明会を開催したところです。現在、停留場の候補地となる医療機関とか商業施設などと停留所の設置協議を行っていきまして、様々こういう協議もございまして。今後、運行事業者と最終調整を行いまして、令和5年8月1日——もう間もなくですが、8月1日の運行開始に向けて、鋭意、手続を進めています。

先ほど、市民バスの運行の話をしてしました。片方では市民バスの運行で、多額なお金も使っていますが、もう一方で、今回課題になっている路線等も含めて、いろいろな路線がございまして。そこには公共交通機関の会社さんにも、もちろん補助等も行っている。我々は両方やっている。そしてやはり乗車人員は——これはいろいろな目的がありますのでなくすわけにはいきませんが、しかし、乗車率の問題等を考えますと、大変いろいろなことが問題として、課題としてなってきたということは、もう皆さん知っているとおり。これをこのままでいいのかというところが、やはり大きな視点になってくるかと思っています。

話を戻します。地元商店の減少が続く中——昨日の塩川議員とのやり取りの中でもいろいろ話がありました。大変な課題が起きているということは認識しています。買物弱者の支援、医療のまちづくりという観点からも、令和4年度から上田地域で始めた移動巡回販売車の運行、これは決して買物だけではなくて、様々な福祉の面、いろいろな意味を持っている、実はこの事業だと思っていますが、現在は塩沢地域と中之島地域にエリアを拡大し運行しているという状況です。

経営という観点から見ますと、それは難しい部分も多くあります。何度も繰り返しますが、黒字になるのであれば、我々がやる必要はないのです。行政はこれから一体どこまでやらなければいけないのでしょうか、いろいろなことを、という思いもある中で、この足の問題、買物の問題は手をこまねいているわけにはいかない課題だと思っています。

しかし、天井知らずで赤字を多くして継続というのは、持続可能としては難しくなると思うので、この辺を考えなければいけません。しかし昨日、塩川議員ともやり取りの中で話をしたとおり、ぜひ具体的なものを——できれば地域を背負って、地域の皆さんの信望を集めて、この場にいらっしゃる中沢議員やほかの議員さんもいらっしゃいます。そういう皆さんで過酷な、かくも大変な問題であれば、やはり示してください、我々に。私どももやりますが、皆さんからの声も大事であります。一緒につくり上げていくということが大事だと思いますので、ぜひとも火急なことであれば、ぜひ今後、早速皆さんといろいろな協議を始めたいと考えております。大変なことはいっぱい耳に、私のところにも入っておりますので、よろしく願います。

巡回エリア拡大の需要が増えた場合には、ルート拡大とか、台数を増やすなど、事業者の

皆さんと協議をしていく必要もあろうかと思えますし、まずはしかし、この市民バスの岩之下・栢窪の事案になるほどというところに達すれば——いろいろな全国視察を議会の皆さんもこれまでも積み上げてきましたし、私どもも調査をしています、なかなか自分たちのところにぴったり合うというところにいくと、そう——ほかの芝は青く見えるのですが、なかなか難しい問題がある。冬期の問題もあります。これらにつきまして、しかし前向きに、一緒にやっっていこうではありませんかという思いであります。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 2 不便地域解消を目指す高齢者の足の確保や買物難民の対策を

おっしゃるとおり、まさに行政だけではなくて、我々市民も一体となって、我が地域には12地区という地域づくり、まちづくり協議会があるわけでありますので、本当にそこを一つの核としながら、この地域だからこういう問題があるとか、そういうことをしていかなければいけないと思っています。私もこの件で地域づくり協議会にいろいろ相談してみました。そうしたら、「思っているのだけれども、どうしたらいいか分からない」と、「行政のほうから音頭を取ってもらいたいのだ」と、そう言っていました。「我々も本当に実感として感じているのだけれども、行政が音頭取りをしてくれれば、俺はいくらでも相談に乗るのだ」と、本当にちょっと言い方が、正直な言い方ですけども、そういう部分も聞いておりますので、一緒になっていきたいと思っています。

そして、私は今DXの問題を推進していますので、ぜひこれから実証実験が始まっていますので、今いろいろ私たちもあちらこちらで視察をしています。この交通のDXを推進したAIデマンドカーみたいなものを私ども一生懸命して、本当にいかに、無駄なルートではないけれども、今うちの地域は全部回っているわけですが、そうではなくて、予約をした中でそういうことができるようならば——これから問題もあるけれども、予約した中でルートを変更してでも目的地から目的地へ行けると、そういうことを実証実験で実際やっているところも出てきました。

そういう先進事例を本当にしながら、今一人暮らしの人が我が市には3,071人いるのです。高齢者だけの世帯の方が5,512人いるのです。どうしてもここはみんなしてやっっていかなければいけないと思いますので、ぜひこのことをお願いしたいと思っています。ぜひ私は、鉄道を残すとか、バスを残すとか、そういうことだけではなくて、地域をどう残すのだという観点に立ってみんなして議論をやっっていきたいと、そう思っておりますのでよろしくお願い致します。

3 保育所等の使用済みおむつの処分と費用の負担軽減を

時間があれですので、最後に3点目に移らせていただきます。また私の質問の仕方が下手で大変恐縮でございます。大項目3点目に移らせていただきます。

保育所等の使用済みおむつの処分と費用の負担軽減を、と題して質問させていただきます。保育所等における使用済みおむつの処分の実情と処分器具の購入補助支援についてお伺い

たします。保護者が持ち帰ることが多かった保育所の使用済みおむつについて、当市では実態は今どようになっておるのか、お伺いします。

また、それに対して保護者の経費負担はどのようになっているのか。また、保育所等での使用済みおむつの器具等を購入された場合、その運営経費等はどのようになっているのかお伺いさせていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 3 保育所等の使用済みおむつの処分と費用の負担軽減を

3番目のご質問にお答えします。保育園等における使用済みのおむつの処分の実情について申し上げますが、公立保育園では、令和元年度——これは平成31年度ですが——から、自園で処理を行っており、排泄したおむつを専用のビニール袋に入れて処理しています。処理に係る経費は保護者からは徴収せずに、処分に必要なビニール袋を提供していただいているという状況です。

そして、公設民営を含む私立園につきましては、令和5年6月現在で10の園のうち9園が自園で処理を行っています。1園は保護者から持ち帰って処理をしていただいています。自園処理を行っている9園のうち8園は、保護者から処理費用の徴収はしていません。1園のみ徴収をしています。処理用のビニール袋については、保護者から提供を受ける園、また自分の園で用意している園、それぞれとなっています。

おむつを保護者が持ち帰りとしている1園、先ほど言った1園です。これは保護者アンケートを実施した結果、費用徴収による園での処分よりおむつを持ち帰る、これを希望する保護者が多かったため、持ち帰り運用をしているという説明であります。

処分器具の購入補助支援については、これまで市では実施しておりませんが、令和5年1月23日付で国から、保育園等において使用済みおむつの処分を行うことを推奨すると、こういう通知がありましたので、今後、処理費以外の経費について補助を行うことが可能かどうか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 保育所等の使用済みおむつの処分と費用の負担軽減を

今、市内の実態をお伺いさせていただきました。これは私たちが一概に言えるものでもなくて、先ほど言った1園では持ち帰りをされている。やはりアンケートを取った中で、子供の健康管理を見たいと。やはり便というのがすごく昔からよく言うし、今は多分処分していても、どのくらい便が出ましたというのを保護者の方に報告されていると思います。そのくらい大事な部分でありますので、いろいろな観点があつてしかりかと思えます。

そうした中で、私はやはり持ち帰ることをしなくてもいいというのはすごくいいことだと、ある面では。そういう選択ができるということはいいことだと思っているのです。そうした中で、やはり保護者からは本当に途中で買物したときに、そういう臭いのがなくていいとか、そういう部分も実際に聞こえておりますし、私はいいことだと思っています。

保育士の仕分けをする手間がいらなくなっただけでも、すごく私はいいことだと思っているのですけれども、私はこの間、ちょっと1点見させていただいた中に、今コロナが出たときに、感染という問題が出たときに、その処分方法をどうしているのか、すごく気になって見させていただきました。現実には、私はあるところを見たところは、やはりスタンダード的な、ただ入れている——ただ、おむつをそのまま入れるというごみ箱のような感覚だった。それは悪いわけではないのです。だけれども、やはり感染という部分、これから夏、また匂いという部分をしたときに、私は行政として、そういうものに助成ができないのか。

例えば今回、バスでは子供がいなくなるのをチェックできるように、きちんとブザーではないけれども、スイッチ押せば——全部切り替えて予算化しましたよね。それと同じく、私も調べた中には、保育環境改善等事業という中には、このごみ箱の購入の補助をする事業もあるというふうに私は見させてもらったのです。そうしたときに、私はこれからやはり——ちょっと金額も高いのだけれども、匂いとか衛生面をきちんとする処理機なんかは、これからは本当に大事ではないか。私は感染、コロナがあつてつくづく感じるのですけれども、そういうものをすごく私は大事ではないかと思ったわけです。もしそういうものの要望があったならば、この事業を使って、私は未来の子供たちのことに投資してもいいのではないかというふうに思うわけです。

細かいことで大変恐縮ですけれども、率直に、そういう現場で頑張っておられる保育園、幼稚園等に運営経費として、ではどう——その分出していればいいですよ。その部分はちょっと明確ではなかったものですから、市長はどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 3 保育所等の使用済みおむつの処分と費用の負担軽減を

担当部、担当課のほうから最後は答えさせますが、現場の声を一番大事にしたらいいのではないのでしょうか。そしてこういうこともできますよと、今検討しているという話もしています。これから多分進むでしょうね、恐らくそちらに。そうしたときに、あるけれども、現場としてはどうだと。「いや、今のままでいいのだ」と言うかもしれないです。中沢さんの見解はそうかもしれないけれども、現場はどう言うか。こういったことをきちんと捉まえるべきだと私は思います。それを否定するつもりもありません。

担当部から。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 3 保育所等の使用済みおむつの処分と費用の負担軽減を

ただいまの件でございますが、議員ご指摘のとおり、保育環境改善等事業、こちらの事業に該当するというような通知、先ほど市長が申し上げました令和5年1月23日の通知でこちらでも頂いております。その中で施設整備の経費をいかに効率よく充当できるか、先ほどのお答えにもありますとおり、検討している最中ということでございます。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 3 保育所等の使用済みおむつの処分と費用の負担軽減を

ありがとうございます。ぜひ、大事な私たちの未来の子供たちを私たちも応援したいし、また、本当に頑張っている皆さんに感謝をして終わりたいと思っております。

以上であります。

○議 長 以上で、中沢一博君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 9 番、議席番号 13 番・佐藤剛君。

○議 長 佐藤剛君より資料配付の願いが出ておりますので、これを許し、配付のとおりといたします。

○佐藤 剛君 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

傍聴の皆さん、ありがとうございます。それでは議長に発言を許されましたので、通告に従って、今回は人口減少社会の対応について、大項目としては 1 点質問いたします。

人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるかであります。日本の人口は 2008 年の 1 億 2,808 万人をピークにそれ以降人口減少が止まりません。2022 年の合計特殊出生率は 1.26 となり、出生数は初の 80 万人割れになりました。長期にわたる出生率の減少傾向からは人口増への転換は今後しばらく難しいわけであります。

そういう中で地方の自治体は、少子高齢化での人口構造と自然減、社会減の人口動態の現状からは、今後の人口増はさらに難しい状況であります。南魚沼市の人口減少、高齢化は配付資料に載せました。人口は平成 21 年から令和 5 年で約 8,000 人減、高齢化率は 26%から 34.6%に上昇、さらに深刻なことは、表の中に高齢化が高い行政区の表がありますけれども、平成 21 年の高齢化率が最も高い行政区は 45.6%でしたが、令和 5 年は最高が 71.4%です。2 番目以降も高い高齢化率になっています。さらに表には出ていませんけれども、平成 21 年の最も高い 45.6%を令和 5 年に超えた行政区は 27 行政区あります。資料の裏面に細かく書いてありますので、後で上のほうから拾って見てもらいたいと思いますけれども、個々の行政区の実態は本当に深刻な状態であります。

この人口減少は行政運営に支障を来しますが、人口減少による人材の不足もさらに行政運営の難しさにつながっています。人口減少は止められないにしても、どれだけ減少を抑えられるかが課題であり、その取組の中で将来的には社会増に結びつけられる可能性もあります。したがって、今後の行政運営をどう進めるかは重要であります。国はデジタル田園都市国家構想としまして、地方の活性化を図るために、デジタル化を推進し、自治体も国の方針を受けて、行政内部のデジタル化を進め、効率的な行政運営と人材不足を乗り越え、新たな住民サービスの模索に動き出しました。

そこで、この人口減少社会の現実に向き合い、人口が減っても安心して暮らせる、そしてまた活気もあるまちづくりをどう進めるか。目的を持った施策と、その施策の実現に向けた明確な取組が私は必要だと思いますので、そういう視点で今回何点か質問させていただきたいと思います。

1 番目でありますけれども、自治体DX推進、AI活用で新たな住民サービス向上と人口

減少社会を乗り切るまちづくりをということで、具体的に①であります、自治体DX推進には、まず文書管理のデジタル化が必要ではないかということでもあります。総務省は2020年に自治体DX推進計画を策定、そして2022年にデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定されまして、目指すデジタル社会のビジョンが改めて位置づけられました。

それを受けまして、市は今年度からDX推進室を設置しまして、行政内部のDX推進に全庁挙げて動き出しました。ただ、自治体DX化推進は適切な文書管理が基礎にあって進むものだと私は思っておりまして、文書管理につきましては、とんでもない昔の話でありますけれども、平成18年6月議会で質問しました。当時合併して複雑になった行政事務や情報公開の関連もありまして、システム化が必要ではないかという内容だったのですが、現在はそれに加えて、人口減少対策、人材不足等も加えて、国を挙げて自治体DX化を進めています。そのためには、以前よりもさらに文書管理が重要だと感じますので、まず文書管理のデジタル化の考えをお聞きしたいと思います。

次に②でありますけれども、医療DX推進で、医師等医療スタッフの不足を補完し、医師の働き方改革への対応を、ということでもあります。今回は医療DX推進の視点で今後の対応を伺います。昨年9月議会で遠隔医療について触れまして、このときは今後の重要性は市長から答弁で確認させてもらいました。今、自治体DX推進に合わせ、遅れている医療DXへの期待も高まっています、医師だけではなく、看護師不足の課題や医師の働き方改革実施も迫っている中で、オンライン診療、遠隔診療など昨年の質問後の進捗も含めて、医療DX推進で医療を守る対応がどこまでできるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

3番目であります。AIオンデマンド交通で、高齢者も安心の交通手段確保ということでもあります。これは先ほどちょっと出ましたけれども、南越後観光バスの一部路線休止問題は取下げになりましたが、市民バスの運行改善要望、そしてまた健診施設への受診手段など、特に高齢者の交通手段確保について多くの課題の中で検討が続けられていると思います。

そのことを踏まえて、今後の交通手段確保について、AIオンデマンド交通の検討を提言するものでありますが、AIオンデマンド交通は決まった路線——先ほどちょっとお話が出ましたけれども、決まった路線や時刻表などがなくて、事前予約を前提としまして、同時間帯に同方向の乗客をAI、人工頭脳がマッチングする乗合制の公共交通です。

長野県の茅野市——昨日の4番議員の質問の中でデジタル田園健康特区の話が出ましたけれども、その指定を受けている市です。茅野市など既に多くの自治体で行われております。その事例からは、今まで進まなかった高齢者の移動手段の確保が実現可能になり、通院・買物・余暇の利用と活動範囲が広がる可能性が見えてきました。自治体DX化にあわせ、AIオンデマンド交通の検討の考えをお伺いいたします。

大きい2番目でありますけれども、必ずしも移住定住ではない、二地域居住推進に向けた環境整備で人口減少の中でもにぎわうまちづくりを、ということでもあります。

①でありますけれども、二地域居住ということが言われまして、大分もう時間はたつわけですが、新型コロナウイルス感染症の関係等でテレワークを含む就労、生き方、住まい方——

住み方ですね、生活様式が大分変わりました、改めて二地域居住が注目をされています。人口減少が続く中で、一気に移住はちょっとやはりハードルが高いのです、とありますけれども、二地域居住から移住につながる可能性は大いにあるというふうに思います。この地の立地優位性を生かして、二地域居住を行政施策として積極的に取り組む考えはないか、お伺いいたします。

次に②でありますけれども、区域外就学制度活用等で二地域居住モデル地区を設定した中で、この二地域居住の具体的取組をとということであります。現状でも特に冬季、スキー関係で区域外就学は行われていますが、さらに積極的な二地域居住に向けた取組をお伺いいたします。

市内小中学校はそれぞれ都会にはない特色のある教育を行っていますけれども、通告書には記載いたしましたが、具体的な提言といたしまして、後山をモデル地区としまして、教員住宅——魅力的な教員住宅でありますけれども、または空き家を二地域居住対応住宅として整備して、資料の裏面に紹介しました、徳島県で積極的に行っている、住所を移さないで地方と都市双方で教育を受けられるデュアルスクールの例に倣って区域外就学制度を活用できる環境整備で、二地域居住を進める考えはないかということをお伺いしてみたいと思います。

以上で、壇上にての質問を終わりますけれども、人口問題は自治体の永遠の課題であります。そしてまた人口減少対策は、いろいろな視点でまた考えなければならない問題であります。ほかの視点での質問はまた第2弾ですることにして、今回はこの2点に絞っての質問であります。自治体D Xで行政運営の進め方も、人の生き方も、住み方も変わろうとしている、この時点の課題であります。前向き、積極的かつ簡潔な答弁をお願いいたします。再質問につきましては、質問席で行います。

○議 長 一般質問の途中ですが、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を1時15分といたします。

[午前11時54分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午後1時15分]

○議 長 佐藤剛君に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

それでは、佐藤議員のご質問に答えてまいります。人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるかということでありまして、まずは(1)番、自治体D X推進、A I活用で、新たな住民サービス向上と人口減少社会を乗り切るまちづくりをということで、その中の①番です。

自治体D X推進には、まず文書管理のデジタル化が必要ではないか。先ほど、佐藤議員からお話があったように、あれは平成18年——私はまだここにいなかった時代であります、早い段階で、その頃、文書管理の実態についての質問をされていたということでありまして、

井口市長時代であります。当時はいろいろ合併後間もなかったということから、統一的な文書管理ができていないというのが現状であったということでもあります。

その中で、「今後は新たな電子システムの導入検討も踏まえた上で、きちんとした文書管理システムの構築を行いたい」と、当時井口市長は答えているということでありまして、平成22年——これは私がもうここにいるときになりましたが、庁内で文書管理検討委員会が立ち上がって、その後、文書管理システムの導入についても検討を行ってきたと。ただ、その時点ではコスト的なメリットがなかなか少ないということから、導入は見送ったというところが言われております。

南魚沼市DX推進計画の第4章重点施策の中で、この中に4という項目で、新たな課題に対応するスマート自治体の推進として、行政内部の事務処理を効率化し、デジタルで完結させるため、文書管理・電子決裁システムの導入を検討するというふうに明記をしています。まずは、しっかりと文書管理の現状把握を行って、ルールとか約束事をまとめて、導入目的をきちんと明確にした上で、今後の事務の効率化を目指して、文書管理のあるべき姿の実現に向けていきたいということで、検討部会、そしてワーキンググループで問題点を整理しながら進めてまいりたいということでもあります。

その中では、例えば、財務会計システムとか、庶務事務システムや電子契約、そして電子決裁との連携が可能で、管理体制が複雑化しないことなど。例えば、働き方改革を受けて、リモートワークやテレワークをさらに推進する上で必要な電子決裁による事務の完結とか、文書の検索が容易であることなど様々あると思いますが、こういう検討をしていきたいと考えているということでもあります。

紙媒体での保管に慣れている現状から、デジタル管理に対して抵抗感——これはまだまだあると思いますが、抵抗感なく、誰もが迷わずに使いこなせることも考慮していきたいということでもあります。

②番の医療DX推進で、医師等医療スタッフの不足を補完し、医師の働き方改革への対応をというご提言であります。医療資源の乏しい私どもの地域においては、DX推進の取組は優先的に検討が必要な分野だと認識しています。ただし、それによって医師の働き方改革における、例えば宿日直の時間を減らすなど、そういう課題については、なかなか結びつかないのかなというふうにも考えています。100%ではないという意味で言っています。

市立病院群におけるDX推進の方向性については、業務の効率化を図って、患者さんのサービスを向上させ、医療者と患者さんの両方が恩恵を受けられるようなシステム導入、これらにつきまして現在、外山病院事業管理者を中心として検討を進めているというところでもありますので、よろしくお願いたします。

その中で例えば、AI問診システムの導入によって、初診時において既にこれまでにかかっている病気など、そういう既往歴といいますか、そういうものが分かったり、また症状などの情報を基に、効率的に病名を診断することが可能となるということも言われておりますし、問診データを自動的に電子カルテに反映することも可能となるというふうにも伺ってお

ります。また、新たな健診施設での導入が可能か研究中の受診予約システムによって、待ち時間の負担の軽減——これはやはり言われているところだと思います。こういったところが改善されていければ。また、駐車場の混雑緩和を図る、こういったこともこれまでと違う面が出てくるのではないかということです。

今後、後期高齢者人口が増えていきますので、それに比例して在宅医療の需要が高まっていくことも予想されています。例えばこの中で、D to P with Nと言われている、これは、Dはドクター、Pがペイシエント、そしてNがナースということで、ドクター・ツー・ペイシエント・ウイズ・ナースということで、考えると分かるのですが、お医者さんがいなくても——特定看護師さんなんかよくありますね。看護師さんが行って、患者さんというか診られる方がいて、医師が全然遠隔地において、いろいろなことできるということも言っているのだと思うのです。こういうD to P with Nというような方式、という言葉があるそうですが、オンライン診療を行うことも想定されます。

これは今言ったとおり、看護師が患者さんのお家などに訪問して、スマホやタブレットなどを用いてリアルタイムで情報を医師に伝達する。この中でより鮮明な画像とか、本当の色に近いものが出るとかということも重要になってくるのだと思うのですけれども、まさにそうなっていくのでしょうか。そういうことが出来上がってくると、医師は院内にいながら診察ができて、現場にいる看護師へ処置のこういう指示を出すことができると、こういうことが可能になってくると。すばらしいことになっていくと思います。

なので、田舎といいますか、地方にとって、一番やはり重要なのではないかという思いが、これは多分議員も同じ思いではないかと思います。これらはまだ検討段階ですが、将来的にDXは、医師を始めとする医療スタッフ不足を補う切り札の一つとも考えている。我々が直面している問題のことにも触れてくるのだらうと思っております。継続して検討してまいりたいと思います。

③番の、AI オンデマンド交通で高齢者も安心の交通手段確保をということで、先ほど議員のお話があった長野県茅野市で運行されているAI オンデマンド交通は、エリア内であれば、乗りたい場所から行きたい場所へ、利用者の予約に対してAI ですね——人工知能が、最適ルートの設定や配車を——車が来るような配車ですね。リアルタイムに行う乗合輸送サービスで、4社の事業者による共同体が運行主体となって、AI による配車システムを使い、同じ方向に向かう複数の利用者をマッチングさせて、1つの車両を複数の利用者で共有する交通システムというふうに理解しています。

ウーバーと少し違うのかもしれませんが、乗り合いが前提ということになると、ウーバーと近いものだと思います。何年前でしたか、中学生のために行ったアメリカでウーバーを初体験しました、私。ウーバー初体験といいます、みんなウーバーをやっているのです。ウーバーです、はっきり言って。今どうなっているかちょっと分かりません、その後。立ちどころに車が来るのです。携帯でやった後、1分も待たないです。ニューヨークやワシントンだと、1分も待たないです。車、パッと来ます。そしてもう乗かって、こんなの——びっく

りしたというか、そういうことに近いのだろうと私は思いますが、日本はその前にいろいろな規制的なことがいっぱいあって、なかなかうまくいくのかどうか。アメリカでの驚きはもっとありました。1人で乗って来る車は下道を走れど。複数の乗り合いは上のハイウェイを使わせる。こういう強烈な条例までつくられている。ちょっと学ぶことが多いのだろうと思います。

現在、南魚沼市では市内13コースで市民バスを運行している。全て路線を定めて定期的に運行する路線定期運行型の乗合バスということです。もう繰り返すことはいたしません、現在、栃窪・岩之下地域を先行地域として、デマンド型の、ドア・ツー・ドア型の実証導入を進めています。これらが前を向いて行ってくれればという思いが、まずは一つございます。

8月1日の運行開始に向けて、現在手続を進めているということでもあります。複雑な運行経路、こういったことを簡素化し、これらがAIをやはり使っていける、そういうことになってくると、配車システム等、格段にいろいろなことが変わってくるのではなかろうかということが容易に想像できるわけでございます。ただ、当市のような地方、そして過疎地においては、スマートフォンを保有していない高齢者もまだまだたくさんいらっしゃいます。私の母が80歳で、スマートフォンを私以上に使いこなせるようになってきていて、少し驚きを持って見っていますが、やがて間もなくそういうことが当たり前になってきます。

なので、今回の伝達手段で非常に疑問を呈した水道問題なんかも、やがてこれが全員が加入ということになれば、いろいろな問題がさらに解決していくのだろうと思います。その中の、これも置かれている事象だと思っております。

2番目の、必ずしも移住定住ではない二地域居住推進に向けた環境整備で、人口減少の中でもにぎわうまちづくりをということで、本当にそうあってほしいと思っているわけですが、①番、立地の優位性を生かして、二地域居住を行政施策として積極的に取り組む考えはないか。

新聞などで報道され、既にご存じだと思いますが、令和4年度の新潟県人口移動調査結果報告において、当市の人口の社会動態が——県内30自治体がありますが、30の市町村があります。この中で増加となった4自治体、聖籠町、湯沢町、出雲崎町、それぞれ特徴がございます。市と言われる20市の中では、南魚沼市が唯一の存在となりまして、少し驚かれたところがあります。私どもは転入超過に令和4年はなりました。

これは、私が市長に就任した平成28年度の調査以降7年間では初めてのことであります。そしてその内訳を見ますと、国際大学の学生の移動の関係、また、民間企業で働く外国人労働者の増加が一番の要因になっています。日本人自体の人口が減少する中では、無制限ということではありませんけれども、一定の割合で外国人の方々を社会に受け入れる、関係する、互いに共生していくという社会を構築することは、一つの方向性として非常に重要なことであると考えているところであります。

議員のご質問にありますとおり、移住施策の一環として二地域居住を含めた関係人口を増やしていく、こういう施策も本当に重要だと思います。ご自身に何の関係もない地域にいき

なり移住となると大変ハードルが高いわけで——これは自分がそうしてみろと言われたら、なかなか難しいと私は思うのです。なので、少しでも人的・社会的関係のあるこういう地域となれば大きくハードルが下がり、その次の段階を迎えていくステップになるのだと思います。地域おこし協力隊、保育園留学事業、ふるさとワーキングホリデー事業、ワーケーション・リモートワーク推進事業などを既に実施しています。これらの施策により、保育施設を体験する、例えば地域で働く、地域に関わる、人を知るなどを通じて、様々な世代の方に地域を体験していただき、より深い関係人口となっていていただくことを期待しています。

私どもの人口が増えなくても、関係人口が増えることで我々の地域の経済が回っていくという考え方はやはりあります。保育園留学などはそのとおりだと思います。そしてもう一個は、忘れてならないのは、物すごい関係人口をいっぱい作り上げているのは、最大たるものはスキー観光産業です。この皆さんは既にこの地域をよく知っている人がいっぱいいます。この地域にもう何十年来通い続けている、何世代にわたって来ている人もいます。こういう皆さんとの関係性の、こちらに呼び込んでくる仕方としては、二地域拠点——湯沢なんか最大たるもので、マンションなんかそうだと思うのですけれども、そういうことが我々は非常に恵まれたところもあるわけなので、こういうものを全く持たない地域と比べた場合には、宝をまだ使い切っていないところが多いのだろうと私は思っております。

ある意味で、当市としては、あくまでも移住を最終目的と考えておりますが、二地域居住だけを推進するのではなくて、これらを含めた関係人口として地域に積極的に関わっていただく。人的・社会的関係を深く作り上げていけるような施策を複合的に実施していきたいと考えております。

そして2番目の、区域外就学制度活用等で、二地域居住モデル地区を設定し、具体的な取組をとということでありましたが、これは答弁の内容がやはり教育に絡むところが少し多くなっておりますので、いろいろ悩んだのですけれども、もし必要があれば、再質問等で私のほうに質問いただければ、私の考えの部分であれば答えますので、教育長に答弁してもらいますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

それでは、二地域居住につきまして、2つ目の項目についてお答えいたします。保護者が他の市町村の学校に就学させようとする場合、住所のある市町村教育委員会と協議して、他の市町村教育委員会が受入れを承諾した場合は、市町村を越えて、区域外就学をすることが可能とされています。

議員のご提示いただきました資料にもあるとおり、平成29年7月26日に文部科学省から地方移住等に伴う区域外就学制度の活用についての通知が発出されております。南魚沼市においても、これまでに様々な理由による区域外就学の申出があり、受入れを行ってきました。今後も通知等に沿って、柔軟に対応していきたいと考えております。

議員ご提言の教員住宅の目的外使用については、南魚沼市教職員住宅条例第3条に入居者の資格が定められており、第1項では教職員及びその家族としています。しかし、その第2項においては、目的を損なわない範囲内において、教職員以外の者を入居させることができるとしており、空き室の状況、入居の目的、入居期間などを確認の上、教育委員会が承認することで、一時的に教職員以外の入居を許可することは可能であると判断しております。

なお、子供の学習面で留意すべき点がありますので、加えて説明いたします。区域外就学をする場合、使用する教科書、また学習の進み具合が学校間で大きく異なる場合があります。特に小規模特認校の複式学級におきましては、学習する年度によって社会・理科・生活・図工・家庭科といった広範囲の教科で学習内容が異なってきます。

例えば三、四年生の複式学級では、偶数年度に4年生の理科・社会を学び、翌年度に3年生の内容を学ぶなど、順序が入れ替わっているのです。これは家庭科や図工においても同様であります。そのため、学習内容が基本的に大きく異なっておりますので、それをどう解決していくかというところが難しい点であります。学習の進み具合が遅い、早いであれば、丁寧な指導によってその部分の回復は可能であると考えておりますが、学習の年度が違いますと、学び直しあるいは修正が難しいと思われれます。

教育委員会としましては、子供にとってメリットが期待できるものであれば、推進するものであります。しかし、大人の考え方を中心にして、子供にとってメリット、学びのメリットが期待できないものに対しましては、積極的に推進するという立場にはございません。推進に当たっては、まずは子供の学習、そして経験がよりよいものになることが第一であると考えております。

以上であります。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

それでは、ちょっと1項目くらいずつになるかもしれませんが、再質問をさせていただきます。まず①の関係ですけれども、文書管理のデジタル化のところであります。今、国が進めています自治体DX推進の重要性、必要性は、一つには、やはり何といたっても深刻な人口減少の問題です。特に地方では人口減少が進めば、コストの面から公共サービスやインフラ整備などは縮小せざるを得ない状態になるわけで、そしてまた反面、ライフスタイルが変われば、住民の求めるサービスもまた多様化してくるということで、現状ももう今までに比べれば対応業務は以前よりも増えているのではないかとということでもあります。

そういう中で業務のデジタル化ですけれども、人材不足の中でも行政が効率的に図られて、サービスが維持されて、データ共有、情報活用が容易で迅速で、そして住民の手続が簡素化して利便性になって、そしてなおかつまた地方の活性化にもつながると、というのが国のほうの自治体DX推進の根底にあるのだと思いますし、これは市も同じだというふうに思います。だからこそ全庁的に取り組んでいるわけでもありますけれども、ということになると、やはりその基礎になる、私はやはり文書管理のデジタル化というのがなければ、なかなかそれ

はスムーズに進まない、職員の負担が多くなるばかりというような感じがしましたので、質問させていただきまし、答弁をいただきました。

そして、推進計画の中にも文書管理、デジタル化のほうを考えていくということなので、いつかはするのでしょうけれども、これが根底に、基礎になりますので、私は優先的にデジタルの文書管理というのを進めていただきたいという思いも込めての質問なのです。そして、それにつきましては、ちょっと私ごとを言えば、私は職員時代に文書管理をしたことがありまして、アナログのものですけれども、なかなかどこにどの文書があるかというのを管理システムを、アナログのものをつくったのですが、ちょっとアナログ過ぎて、市になってからも使われていないようであります。

そういうようなことで、それはアナログで使えないのですけれども、今デジタル化していますので、容易にそれができるし、そして使い勝手もよくなると思いますので、文書管理についてはぜひ進めてもらいたい。それについては、DX推進室というのができましたので、いろいろ細かな、何をDX化するというのは、全庁的に決めていかなければなりませんけれども、文書管理の導入については担当部署を中心に検討をどんどん進めながら、それを下ろして合意形成に持っていくというようなやり方にしないと、なかなか進まないのではないかと思いますので、そこのところだけ一つお願いします。

○議長 市長。

○市長 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

そういう流れになると思いますが、これは私よりも担当しているほうから答えたほうがよさそうですし、議員は私よりもずっと詳しいだろうと思いますので、DX推進室のほうから答えさせます。

○議長 長 DX推進室長。

○DX推進室長 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

先ほど佐藤議員がおっしゃるように、私どものほう、計画の中でこのように方針を入れておりますので、先ほどキーワードが出てきましたが、部会とかワーキンググループをつくって検討していく中の優先順位はまず高いと思っております。近いうちに現状を把握する意味でも、そういったチームをつくっていきたいと思っておりますので、そういう形でまた動き出していきたいと思っております。

以上です。

○議長 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

文書管理のデジタル化、これは避けられないことですので、ぜひお願いしたいと思います。

次、2番目の医療のDX推進のほうに移りたいと思います。今、厚生労働省では医療DX令和ビジョン2030ということで、医療全体のDX化に向けて今施策を検討中であります。南魚沼市においても、何といたっても根本は医師不足ということになるわけですけれども、この働き方改革に合わせて医師は確保できない。そしてまた新潟労働局から宿直週1回、日直月

1回は許可するけれども、それ以上は許可しないというようなことになっているようです。

医師確保が難しいからといって、簡単に大和病院をやめますというわけにもなかなかいかないわけであります。診療体制の変更も必要かもしれませんが、高齢化が今後さらに進みまして、慢性期医療の需要がどんどんこれから増えます。そしてまた話も出ていますように、在宅医療もこれから充実させなければならないということで、大和病院を中心としまして、市立病院がここら辺はみんな担っていかなければならないわけですので、ぜひ頑張っていたきたいと思いますし、基幹病院も今大和病院がなくなれば、本来の役割が果たせなくなる状況でありますので、その辺も加味しながら進めていただきたいと思います。

医師確保ができないから、非常にまた何でもかんでも難しいということですが、要は医師確保なのですけれども、医師確保が難しければ、当然のことながら少ない医師、医療スタッフで地域医療をどう守るかということを第一に考えなければならないと思うのです。これは当然のことなのですけれども。その一つが、私が前々から言っていますように遠隔医療、そしてオンライン診療ということなのです。

遠隔診療、オンライン診療は、医療法とか医師法とかいろいろ多分問題もありまして、なかなか進まなかった面もあるのですけれども、コロナ以降、緩和されている面もありますし、もう一つは、診療報酬の面でなかなか差があって取り組めないという面もありましたけれども、これも令和4年度の診療報酬の改定で差が縮まってきているのだと思います。そこら辺も現状としてはあるわけです。

そして、何よりも私は以前、これは平成25年だったと思うのですけれども、富山県の射水市民病院というところに行ってきました、遠隔医療の視察をしました。そして実際に、もう10年前ですけれども、やっているのです。これだったら1人の医師で100人の在宅患者を診られるなというふうに自分勝手に判断しまして、これを進めなければならないということで、それ以来、遠隔医療のものをこの議場の中で繰り返しやっているわけなのですけれども、それから10年がたちまして、いろいろ機器も進んでいるようであります。

そして、労働基準監督署の対応云々というよりも、まず医師の労働時間、そしてまた看護師の労働時間を減らすためには、医療DX、オンライン診療の方向づけというのは非常に大切だと思うのです。そのオンライン診療、そして遠隔医療の点に限って、今後もうちょっと具体的にどう進めたいかというところをお聞きしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

ずっとお聞きしておりまして、射水市の話も出ました。市長会でも仲間のところですが、これにつきましては、最後まで聞いていて、医療現場のほうから答えていただくのがよからうと思いますので、病院事業管理者もしくは部長のほうから答えてもらいたいです。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

この地域において、医療DX、AIを用いるということは非常に重要なことだと思っています。それで議員ご案内のように、既にオンライン診療というのは手探りで市民病院のほうで始めていまして、睡眠時無呼吸症候群のような、まず眠っているデータを事前に病院のほうで収集して、患者さんについてはスマホでこちらからやっているオンライン診療をやったりしておりますが、やはり患者さんにとってみると、医師と会って聴診器を当ててもらおうと自体が薬だというふうな風土もありまして、なかなかこのオンライン診療が人気がありません。

ただ、一方でコロナという問題もありましたので、コロナでのオンラインだけではなくて、医師が少ないものですから、医師が感染したりすると、逆オンラインという形で医師がiPadを持ちながら、患者さんが診察室に来てもらってというふうな形で、濃厚接触者に対し、感染した医師もフルに働かなければいけないという形でやっております。

それから、かなり前から放射線の読影を遠隔画像診断ということで、効率的に専門家に診てもらうシステムをどんどん進めたりしておりますけれども、今議員がおっしゃったような在宅医療に向けて看護師、あるいは特定看護師にiPadを持っていってもらって、それで今市長がおっしゃったような、ドクター・ツー・ペイシエント・ウイズ・ナースというふうな形でやるのは理想的でございまして、それは経営戦略会議のほうで具体的に、どの先生がどういうふうにやったらいいかということまで話しておるのですけれども、これも案外マンパワーがまず必要だ。つまり訪問する看護師とか、特定看護師の整備というものが必要でございまして、そういった形で、戦略上はありますけれども、そして具体的に様々にそれ以外もAIの活用とか議論しています。

基本的な考え方としては、そのほかにもいっぱいありまして、厚生労働省の医療DXなんかもそうですけれども、もう少し電子カルテの抜本的な使い方であるとか、ロボットを使った問題、それから形態学的な診断の問題とか、今の科学技術の恩恵にあずかれる部分については、ありとあらゆる分野で享受したいと思っておりますが、一病院としてみますと、やはり倫理的問題とか法制的な問題もありますので、安定的に患者さんに、この有利なところと確定した部分から取り入れて応用したいというふうにみんな考えております。

以上です。

○議長 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

今話もありましたように、コロナ禍の中でオンライン診療というか、非接触診療というか、それが実際に行われていたという話はお聞きします。それだから継続的にオンライン診療ができるというわけでもないのですけれども、そういう形でもできるという実績もあるわけですので、ぜひこれは在宅医療を中心にそういう形を模索していただきたいと思います。そういう方向性を確認しましたので、この問題はこれまでとしたいと思っております。

AIオンデマンドの件について、ちょっと移ります。今、栃窪・岩之下のほうでドア・ツ

一・ドアのデマンドの実証実験を行うということの話がありました。これも10年くらい前に上田地区でデマンドタクシーですかね、その実証実験をやりましたけれども、それと同じのかどうかちょっと分かりませんが、期待しているところでもあります。

ちょっと資料を先に説明させていただきますと、資料の中ほどに高齢者世帯の状況を書きました。ここ十三、四年で高齢者の世帯数は全世帯数の16%から27%強まで増えていまして、実数は現在、全世帯数約2万世帯のうち高齢者だけの世帯が5,500世帯、そのうち高齢者1人世帯が3,000世帯を超えています。資料でもわかりますように、特に山間地域の離れた集落の高齢化が進んでいる状況ですので、高齢者の交通手段確保は本当に重要です。ぜひ今、ドア・ツー・ドアの実証実験だということですので、これはぜひそこら辺も踏まえて、結果も踏まえて対策に結びつけていただきたいと思います。この点は非常に期待しているところでもあります。

ただ、ここからがちょっと質問なのですけれども、質問というか再質問ですけれども、こういう孤立的な山間集落の対応では、こういう簡易なといいますか、ドア・ツー・ドア、対応できると思うのです。これがもうちょっと集落規模が大きくなったり、人口が増えたり、予約数が増えたりとなりますと、これがどこまで対応できるかという心配も私は実は持っていて、その点、一番先に言いましたように、時刻表もない、本人の都合におおむね合わせて、予約に応じてA Iで、一番適している乗車場所で乗ると。一番適した場所——仮定の停留所をつくるのだそうですけれども、先ほど出ました茅野市は、8,000か所の仮想停留所をつくっていますので、ドア・ツー・ドアではないのですけれども、そこまでできていれば、ほぼドア・ツー・ドアに近いような状態でA Iオンデマンドが実用化できる、しているというところなので、ぜひそういうところを参考に進めてもらいたい。

特に今、立地適正化計画ということで、都市機能を集約して持続可能な都市構造を目指した計画策定を進めているわけですね。それにも六日町地区の計画の中に合わせてこの区域設定と運用ができれば、いろいろな面で私は複合的な効果が期待できると思うのです。そういう面ですいろいろ——ドア・ツー・ドアの取組も市民バスもありますし、J Rもありますし、路線バスもありますけれども、そういうのを全体的に考えた中で、A Iオンデマンド交通も積極的に検討に加えてもらって、では全体的にどういう交通体系をつくっていくのかをぜひ検討していただきたいと思いますので、その点だけ1点お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

昨日、目黒議員とのやり取りの中でプロジェクトの話が出ました。あまり聞き慣れなかった方が多いと思います。そこで幾つかのプロジェクトの中で大きな取組として、決して交通体系のことだけを言うのではないのですけれども、そのことだけでやはり解決できないのです、うちの地域。だから、交通だけで解決できない。福祉や、今ほどテーマになっている医療の問題や、もっとあると思うのです、健康づくりとかですね。そういった全体の中でどういう形があり得るか。

岩之下や栃窪のことは、今ほど議員がお話しされたとおり、やはりある種やりやすいのかもしれないです。こういうことを言うと、まだやる前に言うてはいけないのですけれども、ただそれはデータになりますよね。でも、やはり多く居住されている場所とかもあるわけです。そういったところを本当にどうやっていくのだということになると、やはりその地域づくりそのものが、この交通が一緒になってかぶっていかないといけないということで、プロジェクトチームの中でそれを真剣に議論してほしい。

だから、今は交通の関係は都市計画課です。そこだけではない。それも一緒になってもらったプロジェクトの中で福祉課も入ったり、医療の現場の人たちも多分もしかしたら入ったり、そういうことでやっていきたいと思っているので、それで回答ということで、あと細かいところはちょっとなかなか答えにくいと思うのです。私のほうとしてはそう思っています。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

そこまで答えていただければ、今後の課題はありますけれども、十分だと思います。

次に、二地域居住の話にちょっと移らせてもらいます。いろいろ状況は分かりましたし、二地域居住の重要性も私と同じように理解がありましたので、詳しいところは一般質問しませんけれども、ただ、国土交通省のアンケート調査では、推計値ですけれども、701万人が二地域居住を現在行っていると。そして行っていない人も約25%が、条件が合えば、許せば行いたいというような、去年の国土交通省のアンケート調査も出ています。

そういう中で二地域居住に、どう力を入れていくかということなのですから、1点だけお願いしたいのですけれども、これはメリットも多いのです。2つの地域で暮らせるということと、そしてまた災害時の避難場所にも活用できるということがあるのですけれども、ただ一つは、住まいを2つつくるのでその金がかかるということなので、私はちょっと提案といいますか、考え方をお聞きしたいのですけれども、空き家バンクの話が先ほど出ました。その中で賃貸の話も——賃貸のものもあるのだけれども、まだゼロだということです。ただ、二地域居住の方というのは、どんと家屋を買って住まうというのも、これもハードルが高いので、賃貸で二地域居住用、そういう設定もありかなと。そうすると二地域居住を促す一つの方法になるのではないかなというふうな思いがありますので、賃貸物件の考え方の可能性について、ここだけちょっとお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

十分あり得ると思います。やはり今ほどの空き家のことと絡めていただいたのは、発想として似ていると思います。いろいろなやり方があると思います。U&Iときめき課のほうから、こういったところもやはりいろいろ真剣に考えている部署でありますので、少し話を聞いていただきたいと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U & I ときめき課長 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

実際、空き家バンクには登録していませんけれども、空いている家を一般社団法人ですとか、具体的に言いますと、愛・南魚沼みらい塾ですとか、そういうところが借りて、そこで活動しているということで、実際そういった活動をしていますと、いろいろな情報がありまして、自分の空き家もぜひ活用してくださいというような。ですので、別邸でもないですけれども、愛・南魚沼みらい塾の2号目のやつをつくってくださいみたいな話もあります。そういったものも実際あるので、空き家バンクに登録していただいて、そういったものを推進していくというのは十分ありだと思っております。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

賃貸物件に関係して、次の②のほうでもちょっと若干関連しますので、②のほうに移らせていただきたいと思えます。区域外就学制度を活用しての二地域居住モデル地域を設定した、二地域居住の具体的な取組ということで質問させていただきまして、答弁も一定の理解がとれますか——理解といたらあれですけれども、私と同じような考え方を確認できましたので、基本的には、私はいいと思うのです。

では、何で私が後山ということモデル地区としてということにしたかというところだけちょっとお話しして、もうちょっと理解を深めていただきたいと思うのですけれども、私がパンフレット風にしたので、そのまま読みますので、ちょっと聞いてみてください。

まず、春のブナの芽吹きから山特有の花々、都会では草としか見えない山菜、カモシカを含む野生動物・獣、山の自然を目の当たりで感じながら、山間地に似合った校舎で学び、山間地に合った雰囲気の良い教員住宅を二地域居住対応の賃貸の住まいとする。また、特にこの地域は、地域と一緒に学校行事、地域行事、文化に触れる機会が多く、最適の区域外就学ができる地域です、というのが、ちょっとパンフレット風に書きましたけれども、内容的には本当にこのとおりなのです。ですので、来られる方については非常にその区域外就学の候補地としてはいいと思うのです。ですので、教員住宅、あれも物すごく雰囲気がある住宅なので、そこも含めて、ぜひ取り組む検討を進めていただきたいと思うのです。

ただ、教育長が心配されました、子供たちの教育について効果があるのであればやっていきたいということなのですけれども、私はこれは大変効果があると思うのです。内容的には区域外就学制度を活用した二地域居住といいますか、これは活用したのは進んでいます。多分十日町でもこれから始めるかなというような、これは未確認情報なので分かりませんが、そういうようなところもあります。何よりも、例えば受入れ側の小学校では新しい人間関係ができるわけですから、そういう学校の生活、そしてまた活性化、そこにももちろんつながると思うのです。そして、今度は市外からの方は住所を移さないで、地方と都市双方で一定期間受けられると。そして、先ほど言いました都会にないような環境の中で両方の環境を体験しながら、人間形成に結びつけていくということですので、子供たちにとっても

非常にいい。

そしてまた地域、ここがちょっと教育長が引っかかっているのかもしれませんが、地域にとっても、移住促進などの地域振興や少子化対策などの観点での地域活性化にもつながる。地域で見れば、子供を離れて見ればというところがありまして、非常に私はこの区域外就学制度を活用した二地域居住というのは、特异的を絞って取り組む価値があるかなと。それもモデル地区——例に出しましたけれども、そういうところを設定しながら、ぜひ私はやってもらいたいというふうな思いがありますので、お願いしたいと思います。

もう一点、大事なことを忘れていました。何で後山を選んだかという、特認校です。市内のほかの学校からも受け入れる。地域の方々がそれを理解して、地域の方々の理解が既にある。そしてまた一緒に行事等に取り組むという地域性というか、そういうのがある。だから、区域外就学制度で市外からの子供たちの受入れも非常に地域の中では溶け込んでもらえる、受け入れやすい。それは大事なことだと思うのですが、そういうところの要素もあるので、ぜひ私は……難しい話になるかもしれませんが、検討していただきたいと思いますので、もう一度、再度そこら辺も含めて答弁ありましたらお願いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

今の冒頭の佐藤議員が後山の自然と教育をPR調に、パンフレットの語りのようにお話をしていただきまして、本当に引き込まれる学校、地域であるというふうに改めて実感したところであります。そういうところで自分の子供を育ててみたい、そういう地域でぜひ義務教育を経験させてみたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひ個別に声をかけていただき、また何が私どもとしてできるか、しっかりと相談したり支援をしたりしていきたいと思えます。

モデル地区というところまでの段階ではございませんけれども、そういうニーズ、そういう願いがある方がいらっしゃれば、南魚沼市教育委員会といたしましても、子供のよりよい教育のために何ができるか、どこまでできるかということをしつかりと検討していきたいと思えます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 人口減少社会にどう向き合い、まちづくりをどう進めるか

そういう願いがある方は受け入れていきたいということなのですが、やはりこれは特殊なことなので、そういうことをやりたいなと思っても、やはりこちらからの発信がなければ、なかなか食いついてくれないと思えます。どういう発信ができるか分かりませんが、なかなかモデル地区ということで特定できなくても、うちのほうは特認校や、そういういろいろな制度を活用しながら子供たちを育てていきます、進めていますというようなPRみたいなのは、私は必要だと思うので、私はそのところは一つ期待したいと思えます。

1点だけ、まとめというようなことになるかもしれませんが、いろいろ話を聞きな

がら、私も不安に感じたところがありますので、そこもちょっと補足しながらこの質問をというか、一般質問を終わりたいと思います。

新潟県では、多分これはあまり例がないのだと思います。長野県とか徳島県とかは多分進んでいるのでしょうけれども。徳島県の例から見ましても、先ほど話もありましたように、授業、教科書の違いの関係で授業のずれみたいなものがある。そこは徳島県は県の教育委員会が入って調整しながら、指導しながらということ——あれは県でやっていますから、県自体で、全体で。そういうのが協力体制も整っているのです。

新潟県はまだそこなので、そこら辺が難しいところがあると思うのですけれども、この地で始めれば、新潟県の山間地域でのデュアルスクール、二地域居住を目的とした区域外就学の一つの新潟県のモデル事業みたいにもなると思うので、これはぜひ県のほうにも働きかけをしながら、こういう取組もやりたいが、協力体制というのが取れるだろうかみたいな、そういう投げかけみたいなのは、ぜひしてもらいたい。これは県が相手ですので、答弁は要りませんけれども、そういう思いも込めまして一般質問を終わりたいと思います。

終わります。

○議 長 以上で、佐藤剛君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 10 番、議席番号 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長から発言を許されましたので、今回は大項目 2 点ということで一般質問をさせていただきたいと思います。

1 教師の多忙化解消と職場環境改善の取組について

壇上からは大項目の 1 点目、教師の多忙化解消と職場環境改善の取組についてです。

まず、1 点目です。文部科学省による 2022 年の教員勤務実態調査によりますと、上限である月 45 時間の超過勤務を超える教諭が小学校で 64.5%、中学校では 77.1%という結果が出ています。さらに過労死ラインの月 80 時間を超える教諭が小学校で 14.2%、中学校では過労死ラインを超える先生が 36.6%であったという報告がされています。文部科学省の調査方法は新潟県の教育委員会がやっている、当市も含めた調査とは手法や数値が異なるものですから、直接的な比較はできないと思いますけれども、全国的な教師の多忙状況をこれは表しているということは言えるのだろうと思います。

また、文部科学省ではこの間、子供たちの個別最適な学びの充実や、教師の多忙化解消に向けて ICT 教育の推進やコミュニティ・スクールの導入等、当地でもそうですが現在進めています。これらも含めて当市における小中学校の先生の皆さんの勤務実態の改善状況、今の実態についてお伺いしたいと思います。

次に 2 点目です。教師の多忙化解消については、これまでも様々な取組が進められてはいますが、多忙化の解消は先ほどの数字を見ても分かるように、思うようにはなかなか進んでいないようです。国や県の取組も、もちろんこれが基本になりますし重要ですが、市や教育委員会あるいは学校長等の判断で取組可能な対策、これをまず現場で一步一步進めていくことも大変重要です。

特に学校現場で教員資格がなくても対応可能な業務、これらの業務の移行を進めることが多忙化解消に向けて重要ではないかと思えます。全国的にも進んでいる給食費の公会計化や登下校の見守りを住民に委ねたり、業務終了後の電話対応の自動音声化等の導入も必要ではないかと思えますけれども、こういったICT化も含めた移行についてのお考えを伺いたしたいと思います。

次に3番です。当市が力を入れているスクールサポートスタッフについては、当市は県の基準を上回る配置を行うなど、その充実に本当に努めていただいていると思っています。ただ、業務内容の具体化が不十分というのは、各学校によっていろいろなやり方があるわけですが、それらの特色をぜひ横で事例等を共有することで、それぞれこういう使い方があるのか、こういうお願いの仕方があったり、こういう運用が効率的だなという辺りの情報を共有することでより効率化を図る。そういった必要もあると考えていますけれども、それらに対するお考えがあったらお願いしたいと思います。

最後、4番目です。県内においても通知表の所見欄の簡略化など、書類作成の簡略化の効率化が進められているようです。これらに対する当市の取組状況ですとか、今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

壇上からは以上をしたいと思えます。ぜひ、簡略なご回答をお願いします。

○議 長 梅沢道男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 1 教師の多忙化解消と職場環境改善の取組について

それでは、梅沢議員のご質問に答えてまいります。1番目の教師の多忙化解消と職場環境改善の取組について、これについては全般にわたって教育長の答弁がふさわしかろうと思えますので、そちらから答えることにしますが、もし、内容によって市長の見解はということがあれば、また再度お尋ねいただければと思えます。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 教師の多忙化解消と職場環境改善の取組について

それでは、教師の多忙化解消と職場環境改善の取組についてお答えしたいと思います。最初に1番目の文部科学省の教員勤務実態調査によれば、月45時間の超過勤務を超える教諭が小学校で64.5%、中学校では77.1%となっており、過労死ラインを超える教諭も多く報告されているが、当市の勤務実態とその調査方法等について伺う。これにお答えいたします。

議員ご指摘の文部科学省の教員勤務実態調査は、全国の小中学校の中からそれぞれ1,200校ずつ抽出した調査であります。南魚沼市教育委員会でも毎月集計し県に報告している調査とは期間も内容も異なるため、数値を比べることはできません。私どもの集計したものに基づいてお話をいたします。

まず、南魚沼市では、教職員の勤務実態を把握するために、令和3年度から顔認証システムを活用した勤怠管理を開始し、出勤時及び退勤時に顔認証を行い、勤務時間を客観的な方

法で把握・管理しています。導入当初は、システムの幾つかの不備などの問題もありましたが、改良を重ねまして、現在はおおむね良好に集計ができており、そのこと自体も学校の業務の効率化につながっているという点もあると考えております。

この調査による令和4年度の市内小中学校の実績は、月45時間を超える勤務となっている教職員の割合が、小学校では41.1%、中学校では65.7%となっており、県平均の小学校33.2%、中学校48.9%と比較すると高い割合となっております。指針が定める年間時間外勤務360時間を超える教職員の割合は減少傾向にあるものの、月45時間超の割合は過去4年間、ほぼ横ばいの状況であります。

市では、これまでに教員の多忙化解消に向けて、コロナ禍での日常の消毒作業の外部委託に加え、先ほど議員からお話がありました、スクールサポートスタッフや部活動指導員の拡充を図ってまいりました。今年度からは、部活動指導員が部活指導に当たるときは教員は同席しないことを徹底するように各学校に指導しているところであります。

また、教員が手作業で集計していたQU調査については、タブレット端末で行うウェブQU調査に切り替え、集計作業の手間を省くようにいたしました。各学校におきましても、教育活動の見直しや簡素化を図るなど、業務の効率化、職員の意識改革に向けた取組を学校全体で進めております。

2つ目の教師の多忙化解消に向け、全国的にも進んでいる給食費の公会計化、登下校の見守り対応の移行、業務終了後の電話対応の自動音声化等の導入に向けた考えについてお答えいたします。

給食費の公会計化は、南魚沼市においては歳入歳出を市の一般会計に計上しておりまして、既に公会計化に移行しております。しかし、依然として給食費の徴収業務を各学校で行っておりますので、これが負担となっているのはご指摘のとおりであります。給食費の徴収事務については、システムを導入し各学校から切り離すことについて、昨年度策定した南魚沼市DX推進計画において、令和6年度後半に導入する計画としております。今年度はシステム導入に向けた事務の統一など、必要な準備を進めることとしております。

登下校の見守りは、地域の皆様から登下校時の付添いや、交差点での立哨などにご協力をいただき、学校と地域が連携しながら安全確保に努めているところであります。各学校の地域コーディネーターの皆さんが中心となり、地域・学校・家庭が一体となって子供たちの教育、そして安全確保に取り組んでいく体制づくりを進めることで、教員の多忙化解消につなげてまいりたいと考えております。今年度から導入しましたコミュニティ・スクールの活用も大事でありますので、連携を進めています。

そして、業務終了後の電話対応の自動音声化であります。これは各学校からも導入の要望が出ている取組の一つです。導入に必要なコストなど、調査を進めているところです。他市で導入した際に、「教務室に明かりがついているのに電話に出ない」といった苦情も寄せられていると伺っております。教員の多忙化解消に向けた対応であるということもしっかりと保護者や市民に周知して、意識を変えていく取組も併せて行うことが必要だと考えております。

3つ目のスクールサポートスタッフの業務についてお答えいたします。スクールサポートスタッフは、大規模校を中心に配置しており、令和5年度は12名を17校に配置しております。業務内容については校長の裁量で定めることとしており、各学校の実態に合わせて必要な作業に従事しております。

それぞれ小中学校を兼務しておりますので、配置校の入替えも行っております。ある程度は業務の共有は行われていると考えておりますが、今後も多忙化解消に、これが有効な取組ですという部分を積極的に共有して、制度の活用をより進めてまいりたいと考えております。

4点目の通知表の所見等の簡略化など、書類作成の効率化に向けた取組などについてお答えしたいと思います。通知表の所見欄については、担任のコメントを年度末だけにするなど、各校が工夫して進めています。一方で、学期末ごとに保護者面談を行って、学校での様子を丁寧に保護者へ直接伝えたり、紙面やウェブサイトを活用して学校の情報発信を随時行ったりするなど、効率化を図りながら丁寧な対応をしております。

また、提出書類の押印廃止や簡略化、各種調査のデジタル化など事務の見直しを進めております。今後も負担軽減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 教師の多忙化解消と職場環境改善の取組について

具体的なお回答でよく分かりました。まず1番ですけれども、当初自己申告から始まった勤務時間の管理が今自動認証でということで、本当にそういう意味では大きく体制も前進してきていると思いますし、それに係る労力も効率化をしてきているというふうに思っており、お聞きしました。

ただ、一つは、新潟県が今集計している内容が教職員ということで、一般事務の職員も含めてどうなのかという一くくりになっていますから、そういう意味では教員の皆さんの実態が本当にどうなのかという部分が、客観的に数値に表れてこないという県内も含めた調査実態に今あろうかと思っております。

その辺で、例えばこれは教育委員会から頂いた資料ですと、このコロナ禍の中でも、単位は違いますけれども、例えば360時間を超える先生方が小・中・支援学校を含めて大体75%前後ぐらい近年いるようですし、720時間を超える先生も4分の1、25%ぐらいいるということのようです。また、中学校に至っては、360時間超えの先生方は大体この年度といえますか、令和2年、令和3年、令和4年を見ても9割ほど、ほとんどが360時間超え、720時間を超える先生も5割、半分に及んでいるというような実態もあるようです。

そういう意味では、本当に特に中学校辺りは大変な状況だと思っているのです。これは部活が関係しているのだらうと思いますが、一つはその調査の内容を、市も何とか学校の教師の皆さんの実態が具体的にどうなのか。今度はこれだけ自己申告から始まってどんどん精度や内容も上がってきているわけですし、先ほどから出ているDX推進室を市も設けて、そういうところと連携しながら、ぜひ教員の皆さんの実態が具体的に分かるような体制の構築を

お願いしたいと思います。

もう一つは、中学校では、360 時間を超える先生は 9 割、720 時間は 5 割ということで、これらが部活動の移行等を行っていくことでかなり解消になっていくのかどうなのか、その辺の実態みたいなのがもし、予測といいますか、状況が分かれば教えていただきたいと思えます。

○議 長 教育長。

○教育長 1 教師の多忙化解消と職場環境改善の取組について

1 点目の調査方法につきましては、より具体的な実態を把握するために調査の方法、集計の方法などを検討してまいりたいと思えます。それはとても大事なご指摘であります。ありがとうございます。

また、中学校の長時間、非常に勤務の長い職員が多いということについては、非常に大きな課題であると考えております。ここで改めてお話をしたいところは、中学校の先生方の 360 時間超え、720 時間超えの大きな部分は部活指導がございます。また加えて、生活指導、生徒指導の部分もあります。これから部活動の地域移行の改革が進みます。この改革は生徒に多様なスポーツや文化の経験をさせるとともに、教職員の多忙化解消を何とか進めていく、その大きな第一歩であると思えます。部活動を中心に学校の先生方、教員が熱い思いで、ボランティア的な精神で、勤務によって成り立っているということをぜひご理解いただき、一人一人の教職員が厳しい多忙化の中に置かれ続けることのないように、地域の皆様、保護者の皆様からも理解していただき、よい改革が進むようにと願っているところであります。どうぞこれから、その改革も含めてご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 教師の多忙化解消と職場環境改善の取組について

分かりました。そういうことで改善をぜひまた検討いただきたいということと、本当に先生方が今そうやって頑張っている、その状況を——そこだけに頼るのではなくて、また改善に向けて努力をいただければと思えます。

次に、3 番のスクールサポートスタッフですが、これは各校の校長先生の裁量で具体的に対応していただいているということですし、4 番の通知表の所見や面談、これらも恐らく両方とも校長先生の裁量で行われていると思えます。

そういう面では、やはりやっている学校でうまくいっている事例とか、自分たちのところでは思いつかなかったけれども、こういうやり方をするともう少し合理的にできるとか、また通知表の簡略化などは、今面談ですとか、そういった話も出ました。メリット・デメリットも含めて、よそとの交流があればということもあろうかと思えますので、ぜひまた教育委員会で各学校間の、校長先生がきちんとやっておられる内容をぜひ共有して、皆さんの中でより理解が進んだり、よい事例については、どこの学校も取り入れて対応できるような格好で進めていただければと思えます。

実は私、学校の教員の多忙化については今までも何度か質問させていただいて、自分はそのなりに問題意識を持っているのだなと思っていたのですけれども、実はこの日曜日の地元紙の一面に——ここにコピーがありますけれども、「小学教員、筆記2教科に」という、大変ショッキングな記事が出ました。

本当に、特に小学校の先生は成り手がなくて、小学校では普通——今まで5教科の筆記を新潟県はやっていましたが、よそでは10教科とか11教科とか——何でも全部そういう意味では、教科担任制がないわけですから教えている。その先生を成り手がいないからハードルを下げてと。本当にこれを見たときに、私の危機感がまだまだちょっと足りていなかったなと。県の教育委員会がここまでの決断をしてやる。今学校現場は改めてそういう実態といたしますか、状況なのだなということが、私なんか本当の学校現場はよく分かりませんが、改めて危機的状況を再認識しました。

そういう意味では、学校の多忙化解消も含めて職場環境の改善、これはもう待ったなしの状況に来ているのではないかと思います。県内でこういう状況ですから、教育長がよくお話をするこの魚沼地域はやはり教師が不足するという状況が続いて、若手の先生で何とか賄っているという状況もあるわけですから、今日4項目ほど出させていただきましたけれども、私なんかは学校の現場が本当に具体的に分かるかといえば、本当に学校の現場の先生方中心で、校長先生が中心にならないとそこはよく分からない。そういうところで、ぜひ教育委員会が中心になって各学校からどうやったら先生方の負担を——ほんのちょっとでもいいと思うのです。そのちょっとずつの負担軽減を積み重ねて成果にしていく。

県や国が決めなければならないことは、ここではできないわけです。そういった、ここで判断ができてやれる。そういったことをぜひ積み上げて、改善に向けて取組をお願いしたいと思うのですけれども、本当にこの部分について教育長のご決意とか考えがあったら、最後にお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 1 教師の多忙化解消と職場環境改善の取組について

今ほどご紹介いただきました、新聞に掲載されました小学校の教員採用試験の科目が新潟県は2教科のみとなります。これは大変な事態を表していることだと考えております。何とか教員になって子供たちと夢を語りたい、共に活動したいという、そういう志のある若者を増やしていなければいけないと思います。そのためには教育委員会におきましても、教職員の勤務環境、そして様々な多忙化解消の工夫を進めたいと思います。

もう一つお願いしたいことは、教育委員会でも様々な手を打ちますが、ぜひ保護者の皆様、地域の皆様、学校が本来やるべきことは、しっかりと学習をする。ここが第一でございます。それ以外に今学校は、生活指導、生徒指導、そして部活動、数え切れないほどの業務を行っておりますので、家庭で地域でできることはぜひ進めていただき、学校を応援していただき、生き生きと子供たち、それから教員が活動できるように応援していただきたいと思うので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1 教師の多忙化解消と職場環境改善の取組について

微力ではありますが、本当に私も頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

2 不適切保育の現状と防止対策について

続きまして、大項目の2番目、南魚沼市における不適切保育の現状と防止対策についてをお伺いします。まず小項目の1点目です。静岡県裾野市での園児虐待、ショッキングな報道がありましたけれども、これらを受けて、こども家庭庁が実施した全国の認可保育所を対象とした実態調査の結果、不適切な保育が、全国ですけれども914件確認されて、本県でも8件の不適切保育が確認されたようです。これらについて、南魚沼市における不適切保育の実態把握の状況についてお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 不適切保育の現状と防止対策について

それでは、梅沢議員の2つ目のご質問です。大項目2点目、不適切保育の現状と防止対策であります。3点ございますが、まず1番目のところからご質問でありますのでお答えします。

こども家庭庁の実態調査により、不適切な保育が全国で914件、本県でも8件、当市はどうかということであります。静岡県裾野市の保育園での虐待事件の発生——市では令和4年12月6日に開催した公立保育園の園長会議におきまして、保育所での虐待は許されず、子供の人権を尊重した保育を行うよう、園内において職員に周知徹底すること。また、園内で虐待を疑われる事例があったら速やかに報告することということで、園長に指示をしたところであります。

私立園に対しましては、令和4年12月7日に国から発出されました保育所等における虐待等に関する対応についてというものがありまして、これを周知したところであります。虐待の防止と発生時の対応、実態の把握について依頼をしているところだということでもあります。

令和4年12月には議員のご質問にあるとおり、国の保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査が行われました。市内の保育園等での不適切保育の発生を私どもも調査したところ、不適切な保育の事実が確認された事案に該当する事案はなかったことを、3月議会の所管事務に関する調査報告において社会厚生委員長から報告していただき、その後も園や保護者から不適切保育の報告、通報などはないと現状に至っております。

令和5年5月には、国から保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインが示されました。虐待等を未然に防止できるような環境・体制づくり、そして保育士の負担軽減策、保育実践における不安等に寄り添う巡回支援の強化を行うこととされています。

当市におきましても、ガイドラインに沿って行政担当者と保育関係者が連携して、地域の実情に合った対応をしていきたいと考えているところでもありますので、どうかよろしくお願

いたします。これからも注意を怠らず頑張ってまいります。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 不適切保育の現状と防止対策について

ありがとうございました。私もそう思っていました。当市においては不適切保育は確認されていないということで安心しました。問題は、今後この状況をずっと維持していく。このことがまた重要になろうかと思っておりますので、それも含めて小項目の 2 番のほうに移りたいと思います。

南魚沼市の子供たちのためにも、今後とも不適切保育が発生しない保育環境の継続に向けた取組が重要ですが、それには保育現場における保育士の負担軽減を進める、このことがやはり重要になってくるのだらうと思っています。

しかし、ここではいろいろ新聞報道等を見て、本当に驚くことに保育園における保育士の配置基準ですね、これは戦後ほとんど変わっていない。一、二歳児の基準については 50 年以上変わっていないわけですし、四、五歳児に至っては戦後 75 年間、全く改定が行われていない。正直私もこれは驚いたのですけれども、私や市長が保育園に通っていたときと今の基準がそのままなのです。自分が通っていたときのことを考えると、それで同じ基準でやっている保育士さんが今いかに大変なのかと、改めて実は思いました。

保育所の実態も保育自体が、今は国が指針を、子供主体の保育を推し進めていまして、そういう意味では保育の充実は進んでいます。一方、保護者のニーズの多様化も進んでいるわけですから、保育士の皆さんの業務負担は本当に増加の一途だらうと思っております。

特に 1 歳児ですけれども、1 歳児の国の基準は園児 6 人に 1 人の保育士なのです。1 歳児というと、本当にハイハイしている子供から飛び回る子供まで個人差があるわけですが、その子供 6 人を 1 人で見るということになると、これは極めて、正直言ってあまりにも無理があるのではないかと私は思いました。

そういう意味もあろうかと思うのですけれども、これも国の基準が 6 人に 1 人ですけれども、市内では市も含めて県と一緒に、市内の私立の保育園には加算をした保育園——6 人に 1 人を、保育士さんを倍ですね。3 人に 1 人を配置するところには、県と市と一緒に補助をして、人員が集まらない保育園も場合によってはあるようではありますが、基本的には私立は 3 人を 1 人で見ているという実態になっています。そうしますと、3 歳児も含めて私立と公立、市が運営している保育所との保育環境の差といいますか、これが大変な状況になっているなと思っています。

一時は国の異次元の少子化対策のたたき台ということで、75 年ぶりの保育基準の見直しだということで、オツと思ったこともあったのですが、どうもあつという間にそれもなくなくなってしまったようで、この辺を心配しているのですけれども、この辺も含めて市内の特に公立保育園になりますけれども、今後の見直しも含めた対応方針等についてお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 不適切保育の現状と防止対策について

2 番目のご質問にお答えします。75 年——私、保育所と言われているところに行っていました、議員の頃も保育所はやはりあった……（「季節保育所があった」と叫ぶ者あり）我々はそういう世代だということで、それから変わっていないということが驚きであります。

これは大変な問題ですけれども、前にもこういうようなお話を受けていますが、いつも切れの悪い答弁でなかなかご理解は難しいのかもしれませんが、保育士の配置について、国の基準では一、二歳児が児童 6 人に保育士が 1 人——6 対 1 となっております、南魚沼市では公立保育園の保育士を国の基準に沿って配置しています。しかし、保育現場から改善要望の多かった——これはやはり議員のお話のとおり 1 歳児について、これを令和 2 年度から、現行の 6 対 1 から、保育助手を配置して 5 対 1 とする市独自の 6 対 1 プラス方式、こういうことで保育を行って、保育現場からは一定の評価を受けているところです。一定の評価です。

しかし、緊急時の安全避難体制を整備することとか、より丁寧な保育を行うためのさらなる配置基準の改善を求める声が寄せられていますので、これらの要請に応えるべく、1 歳児の配置基準を 4 対 1 に改善することを計画しております。計画では、令和 6 年度から 3 か年で配置改善分として保育士 7 人を採用して、令和 8 年 4 月には 4 対 1 の配置改善を達成することを目指すとしております。

最終改善目標としては、私立保育園と同様の 3 対 1 の達成を考えていきたいと考えていますが、短期間で必要となる保育士を確保すること——保育士の確保というのはなかなか困難なため、改善の第 1 段階としてまずは近いところからということで、4 対 1 での配置改善にこれは取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そうやって環境を整えていくことが、先ほど 1 番目のご質問の例えば虐待問題とか、多分恐らく個人のストレスとか、いろいろなものが起因しているだろうと言われてしますので、こういうことになってはなりませんし、現状も大変なことは我々も重々お聞きもしたり、認識しているところでありますので、そちらに向かって進めていきたいと考えています。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 不適切保育の現状と防止対策について

よく分かりました。そういう意味では市も改善に向けて、ある意味、具体的な数値も示して取組を進めていただいているということで、これはいきなり全部改善といってもそれは無理な話で、それこそ水道料の今までの不公平感といいますか、これだっずっと議論して令和元年度にようやく方向が決まって、それからまた準備に 4 年間、ようやく 3 月議会でということになったわけですから、そういうことで前に向かって進んでいただくということが大事だと思いますし、それがまた保育士の皆さんにもメッセージとして伝わってモチベーションにもなるということだろうと思います。そういう意味では、最終的な 3 対 1 に向けてというお話もありましたが、まず目の前、一步一步進んでいただければと思います。

続いて、3 項目めをお願いします。厚生労働省も保育士の負担軽減に向けたガイドラインを定めて、保育士の書類作成業務ですとか見直し、保育補助者の導入、さらには周辺業務へ

のICTの導入と、これらを求めています。このような状況の中で保育士の負担軽減に向けて、保育の周辺業務を担う今ほどの保育補助者の導入ですとか、保育業務における関係書類の様式や記載方法の簡略化、さらには登降園管理システム、午睡チェックセンター等の導入、これらのICTの導入ですけれども、先ほども学校現場と同じで保育士資格がなくてもできる業務ですとか、それと今またDX推進室——いつもこれから話題に出て大変だと思うのですけれども、このDX推進室からもぜひ支援をいただいて、現場のICTによる効率化をやはり進めていく必要が——いきなり保育士さんを全部増やすわけにはいかないわけですから、必要になるかと思うのですけれども、これらの対応についてのお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 不適切保育の現状と防止対策について

3番目のご質問にお答えします。保育士の業務負担の軽減については、いかにして業務作業などを効率化して、これに係る時間を減らすことができるかを課題と考えています。別に保育士さんだけではなくて、全てそうなのですけれども、やはりこれは本当に全職種——今日はお医者さんの話も出たり、看護師さんの話も出たりしていますが、これに向かっていく。この中でやはりDXを使う。機械に支配されるのではなくて、我々が機械を使って楽になっていくということですので。

公立保育園では、パソコンの配置台数というのが2台から3台と、少ないということもあって——これは前にここでも話が出たと思います。こういったことが事務の効率化が進んでいないという指摘もやはりあって、それで今年度、各園にパソコン1台を追加配置をしたところですが、少しでも前に出ようということではありますが、これまで紙で行っていた各種の申請事務を——ちょっと遅れていたわけです。これらを電子申請で行うことができるように改善を図ったりと、もちろん事務のことも複数人が使えるということですが。

それから、保育園のICT化については、私立園ではこの導入が進んでいますけれども、公立保育園では費用面などの課題がありまして導入されていなかったということでしたが、今後は、国の保育所等業務効率化推進事業——保育所等におけるICT化推進等事業——これを活用しまして、システムの導入を進める計画であります。

令和5年3月には保育士とともに、システム導入によりICT化をしている保育園を視察しまして、導入するメリットや運用上の問題点の確認を行っているところです。システムを導入することで、手書きや手動で行っているものの多くがパソコンやタブレットを使用して効率的に行うことが可能になるということから、保育士の事務作業の負担が軽減し、保育の質の向上にもつながると考えておるところであります。

現在は、どのようなシステムを導入するか関係各課と検討しているところであるということで、限りなくこういった物に置き換えられるものはどんどん置き換えていって、園児とやはり接することができる時間を増やすことこそ大事だと思いますし、先ほど教育長もいろいろ答弁した教育現場も同じことだと思います。まずはその直面しなければいけない子供たち

に向かって使う時間を一番増やせということが、書類を書くよりもはるかに大事なことだと私はずっとそう思っていますが、ほかのことに取られないように頑張っていたきたいと思います。そういう状況をつくりあげたい。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 不適切保育の現状と防止対策について

分かりました。令和5年3月にはもう既に視察にも行ったりということで検討を始めていただいているということです。今ちょっと私のほうも例に出しましたけれども、ICT化もそうなのですが、一つは保育補助者。学校もそうなのですが、先生方が例えばワックスがけだとか、学校周辺の清掃業務だとかというところをやむを得ずやっているという例も聞きますし、保育所もやはり同じようなことなのです。そういう意味では、保育補助者の方を導入しているところもあります。

また、登降園管理システムとか午睡チェックセンサーという話も出させてもらいました。当初は午睡チェックセンサーは子供が動くとき鳴ってばかりいるということで、あまり使い勝手がよくなかったという話も聞いていたのですが、最近はそうではなくて、画像で捉えて子供たちの寝返りの状況だとか、そういうのも監視をしながらうつぶせになると教えるというような仕組みのものができてきているようです。園によっては、保育補助者の方をお昼寝の監視というか、午睡チェックセンサーを使いながら任せる。そうすると昼寝の時間、保育士さんが記録業務だとか休憩だとか、子供たちから離れたところで作業ができるという本当に大きなメリットがあります。

もう一つは登降園管理システム。うちなんかの場合ですと、帰る時間が規定よりちょっとでもずれれば延長保育になるわけですし、朝もそうなのです。ですから、それを例えば2分、5分を保育士さんが手で管理して延長保育のお金がかかりますというのは、なかなかつけるほうもやりにくいし、いろいろあるのですが、登降園管理システムであれば、これは保護者の方も了解済みで機械的にもうチェックが入りますから、そういった集計だとか、要る・要らないのチェック、それも精神的な負担もありますが、保育士さんも必要なくなるということで、そういう意味では大きな導入効果というか、メリットがあると聞いています。

これらも含めて、視察時も含めて、今結果は出ていないのしょうけれども、どういった視察結果であったのか。認識として今現在、現場としてはどうなのか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 2 不適切保育の現状と防止対策について

これこそ現場のところに答えさせたほうがよりいいと思いますので、担当部、担当課から答えさせます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 不適切保育の現状と防止対策について

導入の視察等の状況でありますけれども、議員ご指摘のとおり、登降園管理それからお便

り・連絡帳の作成ですとか、職員の勤怠管理それからシフトの作成、あとは指導計画や保育日誌、報告書の作成、午睡チェック、これらのシステムを導入している先進地の視察を、先ほど市長からも申し上げましたとおり、既にしております。その中で時期を追って導入できるものから導入しようということで、現場と担当課のほうで計画をしております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 不適切保育の現状と防止対策について

今もう導入に向けた検討中ということで、ありがとうございます。今も出ましたけれども、例えばシフト管理システムも機械的に——正直言って、いろいろ聞いたりよそも見ますと、保育園の場合はやはり園長さんのやっている事務負担というのがかなりありまして、そうすると園全体の管理が事務に追われてなかなかできないという実態がよそでもあるようです。

そういうところでは、よそでは園長さんに対する事務補助者もつけて、それで対応しているというところもございます。だから、そういう意味では本当に、それが全部できるかということではないですけれども、書類関係の見直しですとか、記載方法の簡略化、加えて登降園管理システムと、今例えば出たシフト管理システムですとか、そういったのが有効利用できれば、まず人をどんどん増やすというのはなかなか大変な部分がございますので、そういうところはまず最初に手をつける。

導入に当たっては、やって駄目だったでは駄目なわけですから、ぜひまた先進地の実態ですとか、あとはDX推進室との連携ですとか、そういった部分をきちんと行う中で、もう一つはスピード感を持って、現場になるべく効果が早く行き渡るように、その辺ぜひ配慮をして進めていただきたいと思います。今、時期的な部分までとは言いませんけれども、その辺の考え方や今後の進め方、それらについて現場のほうの話をちょっといただければと思いますが。

○議 長 市長。

○市 長 2 不適切保育の現状と防止対策について

そうすれば、私からよりも現場からの声のほうがいいと思います。園長さんの補助者ですか……（「はい」と叫ぶ者あり）副園長さんというのがいるけれども、それでは足りないわけだろうから。いろいろ本当は訴えも聞いているのですけれども、やはりいろいろなことを考えなければいけないのかもしれない。

現場からの答弁をさせます。よろしく申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2 不適切保育の現状と防止対策について

議員おっしゃるとおり、スピード感を持って取り組むということは非常に大切だと思っておりますし、年度を追って令和6年から導入できるものは導入したいと。最終的には令和7年度くらいには、今お話ししたシステムは導入したいということで現場では進めております。

また、補助者ということですが、なかなかマンパワーを集めるということがやはり難しいということで、ご指摘ありましたとおり、人が管理しなければならないところを優先的に整備していきたいと、そのように思っております。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 不適切保育の現状と防止対策について

分かりました。私が思っていた以上に検討も進めていただいたり、具体的な導入時期もそういう意味では部長さんも頭のスケジュールの中へ入っているようですので、ぜひそういったことで、今までどおり、ここの地域の保育園で不適切保育などという報道がなく、このまま進むように取り組んでいただきたいということを最後申し上げて終わりたいと思います。

終わります。

○議 長 以上で、梅沢道男君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を3時10分といたします。

[午後2時54分]

○議 長 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

[午後3時10分]

○議 長 質問順位11番、議席番号18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1 医師の働き方改革について

医師の働き方改革についてと、もう一個は路線バスの休止報道についてと2つやりますけれども、最初の大項目をやっていききたいと思います。

それこそ今議会でも他の議員さんがもう話をしましたけれども、やはり私も2024年4月から始まる、この医師の働き方改革についてはすごい興味があります。高いハードルではないかなという感じがしておりますので、ちょっと大和のほうの病院の話はありましたけれども、ほかのところでは影響はないのかなという点で聞きたいので、市立病院群の対応についてどのような状況なのか、ご答弁いただければと思います。

あと、それとやはり市内医療機関の実態、やはりこれも大切なことだと思いますので、これについてもご答弁いただければと思います。

以上、壇上からになります。

○議 長 牧野晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、牧野議員のご質問に答えてまいります。

1 医師の働き方改革について

大項目で2つ。本当に時宜にかなったというか、大きなテーマだと思いますが、一生懸命答えてまいりますのでよろしくお願いいたします。議論が深まればというふうに思っております。

1点目の医師の働き方改革についてのまず1つ目の、医師の働き方改革が2024年4月から始まる。もう来年、1年を切っております。市立病院群の対応はということです。

市立病院群は地域住民の生きるを支え続けるということを共通の理念として、市民が将来にわたって安心して生活できるよう医療提供に努めているところであります。現場は本当に頑張ってくれております。市立病院群の医師数が必ずしも充足しているとは言えない中、市民に寄り添った医療を提供するために、日中だけでなく夜間や休日の宿日直など、医師は日常的に長時間勤務をしているのが現状です。こうした市民の生命を支える医師の働きぶりに心から感謝する一方、働き方改革への対応では、大変に腐心しているという状況です。

先般、市民の皆さんも入っていただいている会議が行われましたが、そこで——医師の名前は出せないのですけれども、提出した資料も回収したのです。出回っても困ると。その中では、例えばA医師、B医師とか全部書いてあるのですけれども、この数字を見て、私も分かっているつもりでしたが驚愕しましたし、資料を見た多くの当日の委員さん、そして傍聴に議員の皆さんもたくさんいらっしゃっていました。恐らく声を失ったと思います。これほどかということです。そういうことが実態でありまして、その中でうちの医療はこれまで支えられ続けてきています。想像を絶する勤務量のこと、そして超人的なやはり勤務体制であると。このままではもたないというのが言われていましたが、まさにそのとおりで、ここに国からのまた働き方改革の流れがあると。

市民病院においては、令和3年1月に労働基準監督署から医師1人当たり週1回までの宿直勤務の許可を得ておりますが、休診日における日直については許可を得られていないと。市民病院の常勤医師数は、令和2年4月の時点では11人まで減ったものの——これはよく言われる、我々が本当に恐怖した時期があったわけです。いろいろな診療科を閉じなければいけないかというところまで至ろうとしたことがあったわけです。11人まで減ったのです。

この後、外山病院事業管理者の尽力によりまして——まさに尽力です。これは本当に評価に値します。そしてそれに一緒になって頑張った病院のスタッフにも、こういうときであるからこそ、本当に頑張ってくれているということを伝えなければなりません。今年4月にはこれが18人まで増えたと。それによって令和4年度の時間外勤務時間は、労働時間を管理すべき医師全員が、一般病院の上限である960時間を下回る状況となっていると。ぎりぎりのところが今あります——これは市民病院です。

一方で、ゆきぐに大和病院です。本年5月29日付で週1回の宿直、月1回の日直について、労働基準監督署から許可を得たところであります。もとより常勤医が2.8人なのです。2.8人というのは、その計算の仕方があるのですけれども——間違っていたら指摘いただきたいのですけれども、確か病院というのは3人以上いないと病院とは言われないのです、多分……こういう状況なのです——と少ないことから、市民病院医師からの支援を受けるという形で、非常勤の当直医をまた一定数確保してということもあり、対応しているところですが、いまだに年間960時間を下回る見込みは立っていないのが現状なのです。これが実際の姿です。

今後、さらに宿日直の支援が求められるところですが、現状では市民病院の支援を増やす余裕があるという状況は言い難く、加えて常勤医師の高齢化も同時に進んでいる。これは前から言っているとおりです。過酷なこういう状況をご高齢になっている先生方に強いていく

ことは、これからさらに厳しくなってくるということです。この方法では一時的な対応にしかないということだと思っております。これが事実だと思います。

今後の医療需要や人口推計に加えまして、我々の医療圏域における医療機関の動向、医師をはじめとする医療従事者の確保など、様々な要素を踏まえて検討しているところでありますが、一時的な対処ではなくて、抜本的な解決を図るためには、これまでもいろいろ厳しい改革を進めていますが、大胆な改革、また思い切った方針転換も視野に入れざるを得ないという状況が今生まれていることを、やはりみんなで共有しなければいけないと思っております。このまま行くと全体が倒れてしまうという状況が今あるのではないかと考えております。

2つ目の市内医療機関の実態をどう把握しているかということです。市内医療機関の実態については全てを把握することはしておりませんが、しかしながら、医療機関同士の協議の場で得た情報によりますと、魚沼基幹病院ですら救急医療体制を常勤医だけで維持することは困難だと聞いています。救急搬送される患者に対応する救急科を除く診療科ではおおむね週1回の宿日直許可を得ているものの――基幹病院です。非常勤医師の支援を受けながらの宿直体制でありまして、休日の日直については許可を得られていないと伺っています。

南魚沼地域の夜間・休日における救急体制は万全とは言い難い状況にありまして、このことは、医師をはじめとする医療従事者の不足に起因していることと認識はしています。引き続き、全力を挙げて医師等の確保に取り組む必要があると認識していますが、その一方で、今後の人口減少や疾病構造の変化など、長期的な視点で医療資源の集約と分散の在り方について検討する必要があると考えているところであります。

私も平成21年に議員になりましたから、この間ずっとありますが、これまでのように医療のことが具体的に、そして現実的な問題として捉まえて質疑、また議論を行っているというのはこの数年間いまだかつてなかったことだと思います。この中に、今途上にありますけれども、なるべく最善を尽くしてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 医師の働き方改革について

再質問させていただきます。医師の皆さん、そして病院スタッフの皆さん、本当にご苦労さまですと私は思っておりますし、多くの市民が言っていると思います。ただ、ちょっと私も、今の働き方改革についてというのは、例えば市長も議会で言っているし、むーけーげーで話したりもするし、今そういうふうなネットやテレビでもちょっと出るようになってきたのですけれども、実際問題、うちの南魚沼市の病院群はどうなのだろうなという、しんどいというのは分かるのです。

でも、それを乗り越える、そのまま乗り越えてしまうのではないかなという、正直信頼も市民からあるとも思っているのです。要は何とかなるのではないかなという、何とかしてもらわなければいけないけれども、本当今回のハードルは私は高いと思うのですけれども、高いですね、今回のハードルは。多少の――多少というか何らかの制約が入るぐらいのハードルではないのかなという思いがあるのですけれども、それを言うと恐れとかというので、ま

たいろいろ問題が出るかもしれないですけども、やはりオープンにするところはオープンにしていて、市民にも私は協力を求めるところはあるのではないかなという思いがあるのです。

というのが、例えばこれはうちの市では見ていないのですけれども、よその例えば、豊中市の豊中病院とか、彦根市立病院というのは、医師の働き方改革へのご協力のお願い——2024年4月1日から医師に対する時間外労働の上限規制が適用されるので、今の医療体制は医師による長時間労働によって支えられている現状であり、全国的に大きな問題になっています。当院においても医師の健康が確保されない状況の診察は、結果的に患者さんにとって不利益をもたらす可能性もあることから、医師の働き方改革に取り組んでいます。当院での取組とかそういうので、例えば病状説明や治療方針の説明はもう9時から5時までとか、あとは説明を受けていく代表者をもう最初から決めといてくださいとか、あと主治医以外の先生が説明しますとか、また、緊急性がない場合は近所の病院にかかってくださいとか、病院によつての、要は営業時間に来てくださいというふうなお願いを市民にしている点があるわけです。

やはり市民にもちゃんと今の現状として、現状——市民からも協力してもらわなければいけないということがあると思うのです。というのが、昔、県立六日町病院だったときに——ちょっと名前出しちゃったから——例えば子供が熱が出てしまった。それはもう平日から熱が出ていたのだけれども、土曜日に具合が悪くなって土曜日に緊急で医者に行ったら、お医者さんが平日で具合が悪かったのだったらもうその時に連れてきてくださいと怒られたというわけです。あの医師は何なのだと、保護者で怒った方がいたのです。あれを何とかしろと言ってきたのですけれども、いやそうは言ってもなど。やはり結果的に土曜日に具合が悪くなったのだったら、それはそれでしょうがないけれども、平日の営業時間から悪かったのだったら、営業時間に来てくれというふうな思いもやはり私はあるわけです。

そういうふうな協力という、アナウンスというのだから、市民にももうしていかなければいけない状況だと思うのです。だから、私は今のままだと、何だかんだいって大きな問題をうちの市はクリアしてきたのです。クリアできていない——医師確保という点ではあれですけども、致命的なことはなかったと私は感じているのです。

例えば産科が1人になって、六日町病院も産科がいついつなくなるというのもあったけれども、何とかクリアしたりとかもしたし、そういうふうなのはもう本当、ある意味病院群を信頼しているので、では今度、本当にやばいというのは、私自身が実感が沸かない点もあるので、やはりそういう点はもうアナウンスして、そういう恐れがあるけれども、今頑張っているけれども、市民の皆さんも協力してくださいという体制というのは、私は大事だと思うのです。

先ほど教育長も学校改革の、学校の教員の負担軽減というので答弁もあったけれども、それと同じように今きちんと市民にも協力を求めていくというので、私はそういう点で市民にお願いしていくという方法は取っていますかというのを、まずここが聞きたいです。

○議 長 市長。

○市長 1 医師の働き方改革について

病院側からも答えてもらおうと思っているのですが、まず最初に言っていた、どのぐらいのハードルで大変だと思っているのだということについては、例えは悪いですが、これまで議論してきたことが誠に、逆に物すごく軽く見えるほどの議論だと思います。今度は来年4月からこれを超えて勤務させている側——はっきり言えば、ご本人は言いづらいでしょうから、例えば病院であれば病院事業管理者になるのでしょうかね、刑事罰を与えられます。労働基準監督署というのは行政検査をするのですから。言葉で言うと少し優しく感じるかもしれないけれども、物すごくそういう基準です。そういうことにさらされてきている。

そして、これまで市民のお話とか市民へのアピールの話が出ましたが、私の思いは、これまではやはり我々は、必ず開いていてくれて診てくれて、そういう存在だったと思うのです。それは例えば国保とか日本の保険制度もあるではないですか、アメリカに行けば受けられない国民のほうがいっぱいいるのです。でも、日本はやはりそういうことは恵まれてきていたということや、ちょっと振り返りながら、厳しい状況というのはやはりみんなで認識していくことが大事ではないかと思います。

あとは病院事業管理者なり、また部長に答えてもらいます。

○議長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 医師の働き方改革について

市立病院群では、地域住民の生きるを支え続けるということをテーマにして、スローガンにして、今度はこの1月から市民会議で市民の代表の皆さんと一緒にやっているのですが、今おっしゃったように注文を頂くだけではなくて、病院のほうも言いづらいけれども、こういうことを守ってくれ、こういうふうに助けてくれということを双方向的に言おうということでスタートしております。

そういうことで、どこの病院でもやっているのでしょうかけれども、救急外来は事前に連絡くださいとか、受付や予約の時間は守ってくれとか、文書をもらうのだったら事前にもう少し早く書類を早めに依頼してくれとか、いっぱいあるのですが、こういうことも細かく市民の代表の人たちに伝えると同時に、今何やっているかという、この前の5月の会議も、市長の話にもありましたけれども、ちょっと桁が外れるほど拘束時間がでかいということをまず知ってもらおうということでやっています。

先ほど学校の先生が45時間という大変な話がありましたけれども、これはうちの病院群の某病院の拘束時間は、分かりやすい例でいうと月200時間ぐらいなのです。普通80時間を超えると大変だとか言いますが、200時間。それが年間例えば普通のサラリーマンで夕方5時15分に仕事が終わるのでしょうか、そういう人の勤務体系に合わせますと毎日夜中の2時3時まで残業があると、拘束されると。こういう時間です。こういうことを今まで言ってこなかったのですが、もうこういうことを知ってもらいたいということで、話をしております。

それで、こういった働き方改革に対する現状とかお願いということも、今、議員おっしゃったように今後さらにホームページとかで周知して、市民の協力をお願いしたいと思っておりますけれども、やはり院内における小手先というか、いろいろタスクシフティングをしています。いっぱいコメディカルに医者仕事を肩代わりして、ありとあらゆることをやっているのですけれども、そもそも、さっき冒頭にハードルが高いのか低いのか、どの程度なのかというのですけれども、非常に高く、どういいますか、一つにはこの地域の生産年齢人口がどんどん減っているということで、医療スタッフもどんどん成り手が少なくなっているということもあります。

盛んに議論になっている健友館への支援も、年間 300 回程度医師も含めてやっていますけれども、こういうのも結局、行っている時間がまた残業に跳ね返ったりするというのもあって、健友館の議論があるわけです。市長が開設者という立場で病院の設置とかそういうことで責任があるわけですが、私は職員に働けという、労働しろと指示する、命令する立場にあるわけでありまして。そういう立場に立ちますと、やはり市民の医療サービスを確保することも重要ですが、やはり職員の命や健康を守ることも非常に重要だと思っております。今後、入院機能の集約化——医療資源という抽象的なことではなくて、入院機能の集約化と外来機能の分散を視野に入れて、市立病院の再々編を考えるという時期が来ているということをお市の皆様からご理解いただきたいというか、病院事業管理者、使用者としての立場ですので、設置者もまた開設者も別の判断があると思いますが、私としてはそういうふうを考えて、そうしない限り——これからは頑張りますけれども、令和 6 年 4 月はなかなか迎えられないのではないかと、こういう気持ちであります。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 医師の働き方改革について

本当に言いつらい中というか、私もどうなるのかなという、逆にすごいまたあれがあるのでありますけれども。例えば私の、単純明快に私なんてこういうふうには、これはちょっといい例えかどうか分からないですけれども、週 5 日営業しているのが週 4 日の営業になるとか、そういうふうにも考えられるということでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 医師の働き方改革について

何ていうのでしょうか、目的がいろいろあると思うのです……（何事か叫ぶ者あり）例えば、お店に行くのにそこが休みだったらそれはそれでいいかもしれない。今うちのいろいろな飲食店も、すごく休みが多くなったことを気がついてもらえますよね。本当に、前はなかったですね。これは働き方改革の一環です、あとは人手不足。同じことが起きている。ただ、医療は、いつ腹が痛くなるか、いつどこかを切ってしまうか分からないわけです。そういう体制がうまくできていけば——このことについては病院事業の部局のほうに答えさせますが、私はそう思います。だから、ふさわしいかどうか私はちょっと分かりません。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 医師の働き方改革について

いい質問ですね、今までの週5日を週4日に縮めればいいのではないかと。これが外来だけやっていたらそれでもいいのです。ところが病院というのは入院患者がいるので、24時間365日、その命を守らなければいけないわけです。したがって、ほかの職員のことでも考えて就業規則で労働時間を縮めたとしても、では土日は絶対、今度は市民病院並みに——大和病院は労働時間は長いのですけれども、休みにしたらなおさらのこと日当直が増えるという形になります。したがって、一週間の営業の日数を短くすればいいという問題ではございません。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 医師の働き方改革について

本当にどういうふうな回答が来るのかなと。ただ、そういうことを言わないと、私自身どう回答が来るのか分からないし、本当にハードルが高いというのを、やはりこれは聞いている方たちにも分かってもらわなければいけないと思うので、これは本当、最後の質問の落としどころがちょっと分からなくなってしまったのですけれども。ただ、単純に思うのは2024年4月からは本当に大変な、そこに向かっていくというので、私はやはり市民の皆様にもちゃんと具合が悪いときはもうすぐに急患に行くのではなくて、もう平日の営業時間中に行くとか、あと医療スタッフの負担が軽くなるように——病院に来るなということではないのですけれども、ちゃんと考えを持って来るべきではないのかなと思います。

本当に2番目の市内医療機関の実態についてもほぼ同じだと思いますので、ここで私は終わりたいですけれども、何かまだ言い足りないことがあるのだったら、ちょっと手を挙げてもらえれば質問を振りますけれども……（何事か叫ぶ者あり）では2番目に行きます……まだ言いたいことがあるようなので、思っていることをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 1 医師の働き方改革について

こちらを通さないとしゃべってもらえないわけだから……ではあるので、一つ私のほうから先に言います。やはり避けて通れない、直面してきている問題が本当に大きな問題が来ているので、これから皆さんといろいろな議論をしなければいけないことが、私は少し覚悟しなければいけないと思っています。

加えまして、あまりにも働き方改革——分かるのですけれども、では地方の医療、私どものところだけではないですから、本当にこれはひどいことになりませんかということ。医師の働き方のことを横に置いて言う言い方で申し訳ないような言い方ですが、しかし本当に地域医療を守れるのかなというところも含めて、あまりにちょっと厳しいものがあるのではないかと。

そういう意味では、市長会のほうもいろいろなことをテーマにしていますが、ぜひ市議会の皆さんからも例えば意見なりを具申するとか、いろいろなところでこのテーマをやはり問題視していってもらって、少なくとも緩やかに変えていくとか、医師の確保ができない中でこれをやれということを言われているのと同じですから、と思っています。

あとは、病院事業部のほうに答えてもらうことにします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 1 医師の働き方改革について

南魚沼市には基幹病院もあって、そのほかの病院もありますし、この2024年問題を契機に、やはり少しずつまた役割分担が変わってくると思います。その中で大和地域における医療ニーズというのは厳然としてあるわけなので、それをどうにかしてなくすとかそういうことではなくて、今ある医療資源を駆使して、病院事業は病院事業全体で、どうやって今の医療体制の中で基幹病院と連携を取りながら、市民の皆様が安心して今よりもっといいサービスを受けられるように努力する。

ただ、関係法令の——同じ厚生労働省でありながら、医療を守る部門と人権を守るというか、労働を守る部門の拮抗があるわけでありますが、その制約の中で、「ああ、あんなふうになったのか」と言われぬように、ぜひ頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 1 医師の働き方改革について

本当に難儀な中ですので、行政と病院スタッフ、本当頑張っていていただければと思います。南魚沼市は医師がいっぱいいるなどということをする人もいますけれども、実際はそういうふうな簡単な問題ではないというのがありますので、頑張ってくださいと思います。

2 路線バスの休止報道について

では、2番の路線バスの休止報道について。これはもう新聞等で、これからまだお話しになっていくというものですけれども、通勤・通学——心配がちょっとあれになったということですが、通勤・通学・観光面で大きなやはり影響が出ると思うので、市のほうは何とかするのではないかなという、私はちゃんと話し合いして何とかするのではないかなという思いがあったのですけれども、その新聞報道があって本当によかったなという思いがあります。

新聞報道が出たので、何ていっていいのかわかりませんが、今ちょっと答弁、このことについてどういうふうな状況なのかをお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 路線バスの休止報道について

それでは、牧野議員の大項目2点目、路線バスの休止報道についてお答えしたいと思います。多分、提出した時点ではまだ撤回がなかったわけなので、そのときのご質問は通勤・通学・観光面で大きな影響が出ると思うが、実態はということでした。その後、今のように進んでいます。まさに影響が出るというふうに思っておりまして、少しいろいろな大変な事案でありました。

今日なのかどうか知りませんが、湯沢町さんでも、多分魚沼市さんでもこのことについて

一般質問されている議員がいらっしゃいますが、路線バスを運行する南越後観光バス株式会社が六日町―小出線、それから六日町―湯沢線の運行を、本市にとっては令和5年10月1日から休止する届出を北陸信越運輸局に提出したことを受けまして、当該路線を利用される方などから問合せをいただいていたところでもあります。当該路線が、市内の幹線交通として朝夕の通勤・通学、日中の時間帯における高齢者の買物や通院、さらには休日、特に冬期間のスキー客などにも利用されていまして、地域住民や観光客にとって欠かせない路線であることも認識しているところです。

これまでに市は関係する魚沼市及び湯沢町と南越後観光バスを含めた4者で、路線の存続に向けた協議を進め、赤字額の補填について予算確保の努力をすることや、関係者が抱えている課題を共有する場を定期的で開催することなどを盛り込んだ文書——これは5月23日付であります、これを3市町共同で、南越後観光バスへ提出したところです。

これを受けて南越後観光バスが、5月26日付で北陸信越運輸局へ休止届の取下げを提出したということでもあります。その後、報道になっているということで、10月からの路線休止は解消されることになりました。

今後の協議の中で、路線系統の統合とか——一応そのことは取下げになったのですけれども、ただ、協議が続いていまして、路線系統の統合、また減便などが行われる可能性はあります。利用状況を踏まえて、関係市町及び運行事業者などと十分に協議をして、慎重にこれを判断してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 路線バスの休止報道について

本当に運行が、休止届の撤回はよかったなという思いがあります。それで先ほど言いましたけれども、これから減便になるかもしれないし、運行経路のいろいろ考えがまた変わるかもしれないというのですけれども、やはり私は市民にとって一番いい方法というのはどうなのか。お金を出していくということになるのであれば、もう腹を割ってちゃんとお話をしていければなという思いがあります。

例えば市民バスも、路線バスとかぶっていると市民バスが通れないところとかがあるわけです。減便になるのだったら、そういうところもちゃんとカバーできるようにもしていかなければいけないと思うし、私は可能であれば——一問一答ですけれども——湯沢と六日町とか、私は石打在住なのであれですけれども、一部では、市民バスが湯沢まで行ったらいいのではないか、もっと市民バスに乗るのではないかというのもあるし、バスを使うことによって、今度はバス利用者はもっと乗りやすくなる点も、路線バスも乗りやすくなるのではないかという声が、石打やまた湯沢でも私は聞こえてくるのです。そういうふうな例えば町をまたいでのとか、いいチャンスなので、そういう協議というのを考えていくのも手ではないのかなという私は思いがあるのですが、どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市長 2 路線バスの休止報道について

この後、担当している建設部のほうにも答えてもらうことにしますが、今の話、前に湯沢の議員さんがそういう内容でやったことがあります。動画で見ました。誠にそういうことは考えられると思うのです。ただ、今は公共交通機関の路線として湯沢一六日町間があるわけで、ここに我々が例えば今お話しの市民バスをかぶせるということではできません。もしもそこが本当に、路線が休止ではなくて廃止になったら——休止と廃止は違います。そういうふうになった場合に、圏域が抜けた場合には考えられるかもしれませんが、休止というところが引っかけられます、まずは。ここが問題だと私は思っているのです。意味分かってもらえますか……（「分かります」と叫ぶ者あり）当たり前ですけども、公共交通のそういう企業というのは既得権があるのです。そこがあるので、そういう段階になれば、需要があるわけだから、やはり双方いろいろ考えていかないと、ということだと思いますが、これのほか、私が間違っている点もあるかもしれませんので、建設部のほうにも答えてもらいます。

○議長 建設部長。

○建設部長 2 路線バスの休止報道について

今ほどの件ですけども、市長のおっしゃるとおりなのですが、今回の路線バス、本当に広域にまたがる部分でしたので、湯沢町さんと魚沼市さん含めて、また協議の場を今後も開催していくということでございますので、その中でもその辺をちょっと含めた中で検討ができればと思っております。

○議長 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 路線バスの休止報道について

あと、地域寄りの考えをここでちょっと言うのもあれなのですが、やはり乗る人が多くなれば助かる点はあるので、例えば市長もよく分かっており、湯沢との境の堀切のバス停があるではないですか、あれはあそこに置いておいて、例えばライオンズマンションの前に置く。ピステ石打のちょっとこっち側に広いところがあるではないですか、そこにも例えばバス停を新たに置くということをする、ひょっとしたらまたリゾートマンションの方たちもよくなるかもしれないし、いい機会なので要望して、こういうのをしたらどうですかと。そんなに新しくバス停の設置というのがしんどいかもしれないです。しんどいかもしれないけれども、一応広がっているところであればやりやすいのではないのかなという思いがあります。

そういうふうな乗るお客さんがいそうなところを紹介して、ここはどう思いますかと——例えば 100 メートル、200 メートルといっても、やはり冬になると——あそこに人がいるのは冬ですから、そういうふうなものとか、今の時代はこちらを通したほうがいいのかというのは、路線バスの中でも——路線バスは、本当は国道 17 号をバンと行くのがやはり、それが最大の目的というものもあるけれども、市民の声を聞いて、よくなるようにしていただければと思いますが、その考えはあるかどうか。

○議長 長 市長。

○市長 2 路線バスの休止報道について

そのことは、石打地区のマンションの住民の方々から私も直接要望——私個人、個人ではないけれども、そこには来ているところはあります。話は伺ったことが何回かあります。これらについて今後の検討の中に入れるかどうかという、私はちょっと分かりませんが、担当する部長もしくは課長に、そういったことも含めて協議の場はフレキシブルに行うことができるかどうか、ちょっとその雰囲気まで分からないところがあるので、答えてもらいます。ぜひ入れていくべきかなという気がします。

○議長 都市計画課長。

○都市計画課長 2 路線バスの休止報道について

それでは、牧野議員の質問にお答えしますが、フレキシブルな対応というのは、今後社会情勢の変化などで利用客数も減ってくるとか、増えてくるとかそういう部分もありますので、今後、定期的にそういったことを考える場を南越後観光バスさんと設けることで合意していますので、そういった中でも検討してまいればと思います。

以上です。

○議長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 路線バスの休止報道について

本当、南越後観光バスさんと協議の場ができていく、定期的に協議の場ができていくということは、いきなりこういう報道発表がないというのは非常にいいことだと思いますので、しっかりとお願いします。

路線バスの休止報道についての2番のほうに行きますけれども、路線バス、市民バスは高齢者の足の確保という点で——2番に移りますけれども、やはり福祉、病院経営など市をまたぐ事業なわけです。建設部だけでやるのではなくて、やはり福祉保健部とか病院のほうとも関わっているのですけれども、市長も今回の議会でもなるべく横断的にとか、そういうプロジェクトで課をまたいで、部をまたいでというのを考えていかなければというのがあったのですけれども、こういうふうに庁内連携をしっかりと取って、やはり医療、私は高齢者のやはり足の確保というのは大事だと思います。

市長ともよく、市長も事あるごとに高齢者の足の確保というのは、病院とかをこうしていくにはそうしなければいけないというのを言っているわけですがけれども、その風通しをどうやってよくしていくのかについて、今回は市民バスや路線バスを例で言っていますけれども、大きな考えの中でどうやっていくかについてもお話しできればぜひお願いします。

○議長 市長。

○市長 2 路線バスの休止報道について

今回の大きなテーマは、本路線というか、大きな太い系統のところの公共交通の問題だったと思うのですけれども、今ちょっと予定していなかったもので……ただ、思うと、もういろいろなところで答えているので言うと、私としてはやはりこういう問題は非常に将来大きくなるのかと思うています。

その中で今日あれですかね、佐藤議員とのやり取りの中のそういう在り方もあるだろうし、いろいろ考えてやらなければならない。例えば、それをもう少し自分として映像でこうなったらと思っていることをちょっとしゃべってよければ言いますが、それは12の協議会の中の単位で、やはりその——これを全部市域でやったら大変なことです。ただ、12の単位の中では少なくともドア・ツー・ドア的な、そういう無駄ももちろん省く中の運行も含めてそこが網羅をされていい。そして拠点的になっている場所が幾つか——大きくは1つ。幾つかあってもいいと思いますが、そここのところから病院や、例えば生活でもっとちゃんとしなければいけない買物とか、町に出てくるとか、そういうところの路線が太い経路であちらこちらに飛んでいく、そういう長い経路の太軸ではなくて12の拠点を結んでいくというような感じが、太い中央ラインのほかであれば随分違うのではなかろうかなという気がしていますし、私はそういう思いです。

そして、できれば——それ以外に問題がいっぱいあるわけです。例えば買物の問題とか、ではみんな六日町の町の中買いに来なければいけない。そうではないですよ。移動販売の問題も今全部巡回していますが、これらが例えば12の地区の集まる拠点のところに行って、そこに人がやはり出てきて、家から出してもらって、やって来て、いろいろな福祉的な場所になっていたりして、買物して帰れる。もしくは子ども食堂、年寄り食堂の問題もありますが、私としては一番心配なのは年寄り食堂のほうであって、子ども食堂はそれが年寄りのところに来てもらえばいいという感覚を持っている、例えばです。

そのためにも交通は、今までの体系だけではない12の地域というのが非常に大きなつくり方でそこを結んでいくネットワーク、そこに移動販売や売店関係も出てくるのではないかという思いがしているのですが、これらを含めてプロジェクトでもやってもらいたい。いろいろ検討してもらいたいということは今話し始めているわけでありませう。

○議 長 18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 路線バスの休止報道について

本当に、市長の思いというのは、分かりました。やはりちゃんとこの事業も、例えばここの人たちが、ここの部が手を貸してくれたらもっとよくなるとか、いろいろあるわけです。そういう庁内連携とか——例えば、最近だと水道問題も広報の仕方にしていろいろな方法があったと思います。そういうのをみんなで言い合える風通しのいい体制というのを市長はつくっていくと、この間何かの会で、私との言い合いの中とかでも話したり、話し合いの中とかでも言ったりしたりもしているので、やはり部だけではなくて、部を横断してのいろいろなプロジェクトをやって風通しがよくなって、さらによくなるように頑張っていっていただきたいと思うのですが、庁内連携について、そここのところの決意をもう一回聞きたいです。

○議 長 市長。

○市 長 2 路線バスの休止報道について

まずは今日、ご質問の(2)番に書いてある、こういう交通のほうのやつも地域公共交通協議会があって、これはかなりのいろいろな人が横断的に入ってきて、いわゆるみんなでも

のを考えていくやり方を取っている。これには市役所の担当する庁内のほうもそうです。今ほどの話だと、前半のいろいろな部でいろいろ違っていると、これは既にやってきているのです。やってきているけれども、もっとそれが必要になっているということを言いたい。

あとは、例えばA部長がいるとする。そして違う部局がある。しかし、ここは今までやってきているけれども、これはどうかということではいろいろな協議はこれまでもずっとしていると思います。ただ、そこにもうちょっと力強くやるには、やはりそのメンバーの中に、ちゃんとメンバーを形をつくって、メンバーとしてそこに入れ込むことなのです。そしてその身分を保証することなのです。多分、今まではそれはないです。

そこが私は一番大事だと思っていて、そのプロジェクトは本当に進められるかどうかをこれまで以上に横のところに気を遣いながら話しかけて意見を聞くと、調整するとかそういうことではなくて、本当に庁内では公なものとして扱われて、そこに出ている人間は今の担当のところを外れたとしても、今あの重要な会議に行っているので外れるということで、みんなが認識をして送り出してやっている。そういう体制にならなければ、やはり駄目だと私は思うのだけれども、ということをおもんに理解してもらいながらやっていこうと思っているのです。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 2 路線バスの休止報道について

本当に市役所はやはり横は大変なのだなどと、今の答弁でよくよく感じました。縦割りがね。そこを横断していけるように皆さん一人一人頑張っていていただければと思います。

これにて終わります。

○議 長 以上で、牧野晶君の一般質問を終わります。

○議 長 質問順位 12 番、議席番号 19 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の地域移行と環境整備について

通告に従いまして、部活動の地域移行と環境整備についてということで質問したいと思います。5月、6月の運動会を拝見しまして、コロナ禍で失われた3年間を取り戻すような元気な子供たちの姿が戻ってまいりました。

一方で、部活動の在り方という新たな課題が学校を直面しています。今年度から開始された部活動の地域移行により生じている問題と今後の展望について、文部科学省の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに沿って、市の考え方を聞きたいと思えます。

(1) 地域移行の開始で、どんな問題が生じているか。

(2) 学校部活動について。①部活動指導員と外部指導員の確保について、どのように進めているか。②平日1日、休日1日という休養日の設定が望ましいと言われているが、休養日の設定はどうなっているか。③強制加入の禁止がうたわれているが、部活動は学校教育の一環というこれまでの位置づけとの整合性はどうか。④各中学校で考え方が異なる部分が生じているが、今後、統一させていくのか。

(3) 新たな地域クラブ活動について。①地域クラブ活動の運営団体や実施主体の整備充実をどう進めていくのか。②意欲のある教員が地域クラブとの兼職兼業を希望した場合はどうするのか。③公共施設を利用する場合の負担軽減と利用促進についての考えは。

(4) 地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備について。①地域連携・地域移行に向けた、3年間の改革推進期間に対する具体的な取組は。②若者の定住策として、社会人になっても活動できるスポーツ・文化活動の環境整備の推進が必要と考えるが。

以上、演壇からの発言を終わります。

○議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、桑原議員のご質問にお答えします。

部活動の地域移行と環境整備について

部活動の地域移行と環境整備についてということで、これはやはり答弁は教育長がふさわしいと思いますので、教育長からしてもらおうことにしますが、殊にこの部活動のことは教育現場だけでもない問題も絡むところがありあつたとして、お考えのことがあれば、それは遠慮なくまた市長側に質問していただければと思います。

以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 部活動の地域移行と環境整備について

それでは私から、部活動の地域移行と環境整備についてお答えしたいと思います。項目がたくさんございますので、少し早口になることをお許してください。

最初の地域移行の開始で、どんな問題が生じているかについてお答えいたします。南魚沼市では、令和3年度から部活動改革検討委員会を設置し、各種スポーツ競技や吹奏楽について個別に検討部会を立ち上げ、関係者とともに課題の整理と地域移行に向けた協議を行ってまいりました。地域移行への課題は、部活動の内容ごとに様々ですが、共通する課題は、指導者の確保、運営主体や責任の所在、費用負担、練習場所の確保、大会出場のための指導者の資格取得などがございます。

もう少し具体的にお話ししますと、部活動の地域移行には、生徒のスポーツ・文化活動の受皿となる地域クラブ活動を行う運営主体が必要となります。運営主体を立ち上げるには指導者の確保が不可欠ですが、人材が豊富な団体は多くないのが現状であります。また、現在は指導者を確保できても、指導者の高齢化が懸念されておりまして、指導者を育成する仕組みづくりが必要とされています。

また、国が改革推進期間に位置づけた令和7年度までは、国・県から地域クラブ活動に対して一定の補助が出ることを示されておりますが、令和8年度以降については未定です。そのため、南魚沼市のように人口密度が低い自治体では、1か所に集めて活動を行おうとすると、生徒の移動手段を確保するために多額の費用が見込まれ、過大な保護者負担となる恐れもあります。

一方、吹奏楽のように、地域クラブ活動のたびに楽器を1か所に持ち寄ることが難しい部活動もあります。それぞれの様々な問題や課題が山積していますが、これらの解決に向けて、学校、保護者、競技団体などと粘り強く協議を重ね、持続可能な体制整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、学校の部活動についてであります。最初に、部活動指導員と外部指導員の確保について、どのように進めているかについてであります。部活動指導員は、地域の指導者の中から学校長がふさわしいと認めた方を推薦していただき、南魚沼市が会計年度任用職員として雇用しています。部活動指導員は部活動顧問と同等の権限を持ち、部活動指導員のみで部活動や遠征を行うことができます。

また、事業の目的が教員の負担軽減を図ることとしておりますので、原則として部活動指導員が指導に入った際には、顧問の教員は部活動に参加しないこととしています。その人数ですが、令和5年度は前年度比6名増の16名の推薦を各中学校からいただいております。県への補助金申請を行っております。

一方、外部指導員は、より専門的な指導を行うために、部活動顧問を補佐する形で指導に入っております。部活動指導員とは異なり、外部指導員のみで部活動を行ったり、遠征を行ったりすることは制度上できません。部活動指導員と同様に学校長からの推薦により指導員を確保していますが、部活動指導員ほどの活動が難しいなどの理由で、外部指導員となつていただくケースが多いです。いずれも、部活動の地域移行に向け、地域との連携を進めていく取組の一つとして強化を図っております。

次に、平日1日、休日1日という休養日の設定が望ましいと言われていたが、休養日の設定はどうなっているかについてお答えいたします。各学校が共通に取り組む部活動の方針を示すために、教育委員会では南魚沼市・湯沢町部活動基本方針を定めております。その方針に基づき、各学校では、部活動の休養日を週2日以上、そのうち平日に1日以上、週休日に1日以上設定し、年間で100日以上の休養日を設けることとしています。このほか、夏休みなどの長期休業中は、週休日の部活動を原則実施しないこと、あるいは5日以上の連続した休養期間を設けるなど、適切に休養日を設けることと定めております。

また、令和4年12月であります。スポーツ庁・文化庁から発出された学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインにおいても、学校の学期中は休養日を週2日以上、そのうち平日に1日以上、週休日に1日以上設定することとされており、部活動だけでなく地域移行後の地域クラブ活動でも適切な休養日を設けることを求めています。

次に、強制加入の禁止がうたわれているが、部活動が学校教育の一環としてこれまでの位置づけとの整合性はどうかについてお答えいたします。部活動は、中学校学習指導要領において次のように示されています。読みます。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の

育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること、と示されております。各中学校長は、南魚沼市・湯沢町部活動基本方針で示した基本方針にのっとり、学校ごとに部活動ガイドラインを作成して運用することとしています。現在、生徒全員の強制加入を行っている中学校はございません。

次に、各中学校で考え方が異なる部分が生じているが、今後、統一させていくのかについてお答えいたします。既に述べたとおり、南魚沼市・湯沢町部活動基本方針に基づき、各学校では部活動ガイドラインを作成し、運用していくこととしております。基本方針を逸脱することはできませんが、その範囲内においてどのように部活動を行うかは校長の裁量であります。それを統一させるという考えは現在ございません。

次に、新たな地域クラブ活動について、順次お答えいたします。最初の地域クラブ活動の運営団体や実施主体の整備充実をどのように進めていくのかについてであります。地域クラブ活動の運営団体や実施主体には様々な形式があり、全国の事例では民間事業者が運営するクラブもあれば、保護者が主体となってNPOを設立して行うものなどもあります。地域の実情に応じた体制づくりが重要と考えております。

南魚沼市では、運営主体の整備を目指し、令和3年度から部活動改革検討委員会を立ち上げ検討してまいりました。休日に行っている部活動ごとに専門部会を立ち上げ、部活動顧問、保護者会、競技団体や地域指導者、そして総合型地域スポーツクラブの方々をメンバーとなり、それぞれの立場から体制づくりに向けた協議を継続しています。

一例を申し上げますと、バドミントンを指導しているこぼどクラブは、運営主体として中学校体育連盟——中体連です——ここに申請を行い、地域クラブとして中体連が主催する大会に参加できる認定を取得いたしました。このような先行事例を参考にしながら、多くの部活動が地域移行できるように今後も協議を進めるとともに、指導者の確保を図り、地域の運営主体の体制整備に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、意欲のある教員が地域クラブとの兼職兼業を希望した場合はどうするのかについてであります。教員が地域クラブでの指導を希望する場合は、教育委員会に兼職兼業の申請を行って、許可を受けることで指導が可能であります。教員本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことを学校長に事前に確認して、十分な配慮の上、許可を行います。また、指導に従事する時間も教員の時間外勤務時間となることから、過重な労働にならないように適切に管理してまいります。

次に、公共施設を利用する場合の負担軽減と利用促進についての考えでございます。現段階では新たに公共施設を利用して行う地域クラブ活動の全体像が見通せないため、利用促進についてはまだお答えすることができません。一方、負担軽減については、指定管理施設もあることから関係者で協議しながら、具体的な軽減策を検討したいと考えております。

次に、地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備であります。最初の地域連携・

地域移行に向けた、3年間の改革推進期間に対する具体的な取組についてであります。既に何点かのお答えの中で述べてございますので、省略とさせていただきたいと思います。

続いて、若者の定住策として、社会人になっても活動できるスポーツ・文化活動の環境整備の推進が必要と考えるが、市の考えはについてお答えいたします。南魚沼市では、令和4年3月に第3次スポーツ推進計画を策定し、スポーツによる豊かな生活の実現を基本理念に、ライフステージに応じた生涯スポーツを推進するとともに、スポーツ環境の整備と充実を図ってまいりました。

また、公民館を中心に市民の身近な学習の場や地域活動の拠点の場を提供してまいりました。若者の定住を促進するためには、スポーツや文化活動の環境整備ばかりではなく、子育て、教育、健康、福祉、雇用などあらゆる施策を総合的に組み合わせることが重要であると考えます。また、行政のみならず民間企業や関係団体による主体的な取組と連携して、交流機会を拡大し、関係人口を創出するとともに、誰もが生涯にわたり活躍できるまちづくりを進めることが重要であると考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の地域移行と環境整備について

丁寧な答弁ありがとうございます。(1)の質問に適切に答えていただいたので、これを基に(2)から質問していきたいと思っております。学校部活動についてですが、部活動の歴史をちょっと勉強してまいりました。

部活動は、1870年に外国人教師が大学で教えてスポーツを楽しみましょうと——まだ、西郷隆盛が生きている時代です。そこからスポーツが始まって、やがて学校対抗という意識が芽生えた。そこで教員が顧問をやるということになし崩し的になっていった。ここがすごくいいのですけれども、戦後、昭和の終わり頃に教育的な意義が明文化されました。そのときに部活の立場が非常に曖昧で、そこが教員の負担になって、そこを改善せずにここまで来たというふうにこの論文には書いてありました。

確かに教育的な意義は明文化されましたけれども、民間でいえば言葉は悪いですが、サービス残業的な部分がここまで来ているのかなと私なりに解釈したのです。そこで、そこを解消するという意味合いもあって、教員の負担軽減というのがどうしても課題になるのですけれども、そこで部活動指導員と外部指導員の確保というのがどうしても必要かなというふうに私も思います。

技術的な指導は部活動指導員と外部指導員、教育的な指導を教員にという適切な役割分担をしたほうが、私は効果的な教育活動になるのかなと思っていて、ちょっと市長にまた聞きたいところなのですが、安価な報酬とかボランティア精神に頼り過ぎるとうまくいかない。指導員のモチベーションの低下につながるのではないかと私は思ったりもします。やはり報酬——県に申請して補助が出るということですが、なかなかやる気のある外部指導員とか、部活動指導員が一生懸命顧問と同等に頑張れるような報酬が得られるにはちょ

っと難しいような気がします、この部分を市長はどういうふうにお考えになっているか。

○議長 市長。

○市長 部活動の地域移行と環境整備について

難しい問題かなとちょっと思っていますが、自分の経験的なところから話すと、自分は石打でスキークラブの長をやっていたのです。私はスキーを教えるほどのあれはないので、私より若い——先輩はいましたけれども、若い皆さんとよく見ていて思ったのは、仕事を持っている方が圧倒的で、あそこは完全に学校の先生よりも社会人の人たちがみんな教えているのです。でも、本当に申し訳ない、本当にお礼ぐらいなのです。これはでも、当時からやはり続かないと思っていました。やはり社会的な地位とか、あとはその方が家庭に帰ったときに——もちろん崇高な気持ちでやってくれているから、ご家族はみんな理解してくれているのだらうと思いますけれども、しかし、やはり少しそれに甘え過ぎていないかという思いがしました。

あと、最近この部活の話が出てきて自分としてちょっと思っているのは、やはり我々の考え方も変えなければいけないのだなと。何が言いたいかというと、塾にやって——歴史的な経過を聞いて、ああそうかと思ったのですけれども、塾にやるのにお金を出すのは当たり前です。けれども、スポーツを習わせるのにお金を払うというのはあまり考え方として日本人は持っていないですね。この辺が日本が少しというか——いい文化だったのだらうけれども、誰かがやはり、我慢しながら続けてきた制度だったということに、今よく気がついてやっついていかないと難しいのではないかという思いがします。

だから、全員がやる——運動として体をつくり上げるとか、そういうことでやるのはこれは学校の体育の時間。しかし、あとはクラブの時間ということの考え方が少し入ってこない、この部活の問題というのはなかなか議論していても、何かこうすっきりしていかない問題ではないかと、私はそんなことを考えている。

だから、一番言いたいのは、お聞きになっているとおり、やはり本当はその指導者のやはりきちんと社会的身分、これに伴った報酬がなければおかしいだらうというふうに私は考えます。教員のほうの時間は削減されていくけれども、逆に考えれば、社会人のほうは負担増です。それではいけないと私は思います。

○議長 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の地域移行と環境整備について

十分な思いが伝わってきました。本当に外部指導員と部活動指導員は校長の推薦は頂くのですけれども、やはり身分と報酬というのが伴ってこないとなかなか難しいというのはもう明白に分かっているわけなので、今後の課題として十分検討していただければと思います。

②の休養日の設定については説明が十分よく分かりましたので、ここで終わります。

③強制加入の禁止がうたわれているが、部活動は学校教育の一環でこれまでの位置づけとの整合性はどうかということでも質問しましたが、基本方針により強制加入は行っていないという答弁がございました。強制加入を行わないということになりますと、全く何もし

ない中学生がいらっしゃるのかどうかお聞きします。

○議 長 教育長。

○教育長 部活動の地域移行と環境整備について

部活動に参加しない子供はおります。そこで今少し説明したいのですが、部活動は自主的、自発的に参加するものであります。部活動は全員が参加して、その学校においてやらなければいけないというふうに多くの方が思っていると思うのですが、子供たちがどのような活動を望むかによって、選択する選択肢がいろいろあるほうが私はよいかと思えます。ですので、学校の部活動には参加しないで地域のクラブ活動——学校にはないスポーツに参加する。あるいは地元にもないので、遠くまで行って参加するという場合もございます。私はそのように様々なスポーツや文化活動にチャレンジするその機会として、選択肢を多くしていくことが大事かと今考えております。

以上です。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の地域移行と環境整備について

今の答弁をもらう前は、本当に中学時代、何もしないでいいのかと思っていたのですが、まず強制加入をさせないというのは非常にいいことですし、その主体性、自発性を尊重して地域の活動、または地域の外で好きなことをやる。これがいいのだということは非常にいい方針だと思います。これは本当に支持していきたいと思えます。納得できました。

④に移ります。各中学校で考え方が異なる部分が生じているが、今後統一させていくのかという質問ですが、各校長の裁量で行っているので統一させるという考えはないという答弁でございました。

私がなぜこの質問をしたかといいますと、大会直前で退部者が出たために大会を辞退したというお話を聞いたからです。どういうことかといいますと、学校によって新入生が部活に入らなくてよい学校というのがあったり、二、三年生の退部はできないという学校がありました。逆に新入生、1年生の入部は自由だが、二、三年生の退部はできる。

こうなりますと、途中で退部する生徒が多くて大会を辞退、人数が足りなくて辞退とか、もう1年生を頼りにしている団体種目もありますので、そこが入らなくてもいいというようなことがあると、出場できないというような事例にもなるということで、こちら辺はやはり4月、中学生なので始まってみないと分からないというところもあるのですが、楽しみにしている保護者、それから生徒さんがせっかくの大会に出られないというようなことがあってはならないというふうに私個人的には思いますが、そこら辺を今後できるだけ統一させて、こういった直前に出られないような事態をなくすというような考えはお持ちでしょうか。

○議 長 教育長。

○教育長 部活動の地域移行と環境整備について

生徒が一生懸命活動して、その成果を大会などで発揮し、その充実感、また次にチャレン

ジしようという、そういう経験をさせることはとても大事だと思います。一方、それぞれのクラブ活動、あるいは学校の所属等の状況に差があると思いますので、一概にこのようにしますというふうに教育委員会からそろえるという形は、また実態を配慮するという点では難しいかなと思っておりますので、一律にというふうにはちょっと考えていないところであります。

以上です。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の地域移行と環境整備について

分かりました。

(3)の新たな地域クラブ活動についての質問に入ります。この前提が、国が言っているのが激しい少子化の波と教員の働き方改革の推進によって、学校部活動の維持が困難になる前にという前提が、ちょっとあまりにも悲しいような感じがしましたが、先ほどの答弁で、①の地域クラブ活動の運営団体や実施主体の整備をどうするのかというところの答弁で、人材不足に悩んではいるのだけれども、NPOの設立であるとか、そういった設立を目指す活動を令和3年から始めていて、例えばバドミントンクラブが地域クラブで中体連に出場できる。こういう動きが出てきているということはもうすごくいいことだと思います。整備充実をどう進めていくのかというのは令和3年からやっているということはよく分かりました。

②の意欲のある教員が地域クラブとの兼職兼業を希望した場合はどうするのかということで、ずっと部活動に携わっていた一生懸命な教員はどうするのかと思ったのですが、これは市の教育委員会の届出でオーケーということですね。これは時間外労働となるので、適切に体調とか健康管理をしていくということで……というふうに答弁いただきました。兼職兼業が可能である意欲のある教員が、そのまま地域クラブでも指導ができるというのは非常にいいことかなと思いました。

③に移ります。公共施設を利用する場合の負担軽減と利用促進についての考えということで、これも答弁のとおりであると思ったのですが、指定管理者と相談しながら負担軽減については検討していただけるという答弁がございました。

ここで一つ気になった点がございまして、地域クラブ活動で市の公共施設を利用する場合、例えば大原のテニスコートとか野球場とかの利用が、いっぱいになってしまうときがあると思うのですが、こういったときに中学生のクラブ活動を優先させるようなことが時期的に、時期は決まってくると思うのですが、そういった対応を検討していただけるのかどうかというのは考えていますでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 部活動の地域移行と環境整備について

具体的に利用の状況をつかんでおりませんので、今後検討するところだと思います。部活動で施設等を利用する場合、どこの施設を利用したら一番子供たちにとって集まりやすいか、あるいは活動がしやすいかなどを含めて、子供たちがしっかりと活動できるように利用場所

の調整を工夫してまいりたいと思います。

そういう状況でありますので、今後の課題といたします。ありがとうございました。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の地域移行と環境整備について

(4)に移ります。地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備についてということで、①は先ほどの答弁をいただきましたので、よく分かりました。そこで、大会の出場辞退をなくしたいという私の強い思いがあるのですが、学校ごとに解釈が違うというか、先ほど(2)の④のところ、各学校の校長の裁量に任せているので統一は難しいのだというような答弁があったところで、あえてお聞きします。

地域連携の中で合同部活動、各学校で一緒になってチームをつくって参加ということが、今後考えられると思うのですが、これによって出場辞退をなくすることができるのではないかと私は思っています。このためにやはり早めに各学校の人数等を把握して——難しいかもしれませんが、人数を把握して合同部活動、市内の統一チームを組んでも中体連の大会に中学生を出場させるというような、そういった取組はできるかどうかお聞きします。

○議 長 教育長。

○教育長 部活動の地域移行と環境整備について

部活動の地域移行のきっかけの一つは、生徒の数が少なくなって集団で大会等に参加するそのチームを維持できなくなる。少なくなって、競技をするための数がそろわないという状況が出てくる。そういうところもありました。ですので、今ほどいただいた合同で練習する、合同で大会に参加するということについては、今後の地域部活動の在り方として検討しているところであります。種目によって違いますが、部活動の検討委員会の中で種目ごとに専門部会を開いておりますが、複数の種目で合同練習会がどのようにしたらできるかについて検討しているところであります。

今後の方向としまして、合同で練習したり、その成果として大会に参加したりする、その可能性も探ってまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の地域移行と環境整備について

その検討をさらに進めていただければと思います。

最後の質問になりますが、これは市長にぶつけてみたいと思っています。若者の定住策として、社会人になっても活動できるスポーツ・文化活動の環境整備と推進が必要と考えるがと。これは先ほどの答弁をいただいたとおり、民間としっかり連携して進めていくというところ、非常にいいかと思っています。

市長にお聞きしたいのは、私が強く聞きたいのは、スポーツにしても吹奏楽にしても、この南魚沼という小さな自治体の中で、全国レベルの中学生というのがいらっしゃいます。毎年出てきて、すごく強い地域だと思っているのですが、ここ最近私立高校からのリクルート

が非常に中学に激しくて、もう陸上もサッカーも行ってしまう。吹奏楽も行ってしまうという状況が続いていて、これだとやはり高校で地元を離れると愛着がなくなってしまうのではないかと、また戻ってこない要因になるのではないかと、すごく私は危惧しています。

この保育園から南魚沼で一生懸命みんなで育ててきた子供たちがやはり中学で活躍して、そのまま高校に行く。選択は自由ですけれども、行って、この地域のために活躍できるような取組というか、そういうことができないものか、最後にお聞きして終わりにしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 部活動の地域移行と環境整備について

今聞いて、文化のほうでもそういう人が出てきたというのが何か、逆にちょっと誇らしいというか、と思いますけれども。ただ、言っているように、ここの高校でまた活躍してもらいたいという気持ちは、我々としてはないことはないと本当にそう思います。ただ、それはやはり子供たちの選択の自由でしょうね。どういうレベルを目指していくことになるのか分からないけれども。ちょっと後で教えてもらいたいと思うぐらいです。あまり分からなかったのです、その辺が。そういう——活躍している人がいるのは知っています。だけれども、ほかの高校からリクルートに来るぐらいのすごい人たちがいるというのはちょっとうれしいですよ。

それはそれとして、そういう人たちがやがて帰ってきてほしいということも含めて——それだけではない、今回テーマではないのでしょうか。いっぱい社会人の皆さんがスポーツ活動ができる、文化活動ができる。そういうことでいろいろあるのだと思います。

たまたまですけれども、さわかみ財団さんがこの秋、ついにうちに市民オペラの会が今できて、本当に結構人数が集まっているのです。練習を毎日繰り広げている。教育長のほうが詳しいですけれども。本当にそういうことが起きてきていることや、吹奏楽の皆さんとか、歌を歌う皆さんとかも含めていろいろできている。これらがやはり皆さんがもっと活動が活発になるような支援の仕方とかを含めて、あとは市民バンドというのですか、楽団とか、そういう吹奏楽団もありますけれども、そういったところをもっといろいろできるといえるのはおもしろいことではないかと思うのですけれども、そのぐらいのちょっと回答になります。

やはり民間の沸き上がりが大事で、それを支援していくという姿勢ではないかと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議はあさって、6月15日、午前9時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

[午後4時35分]